

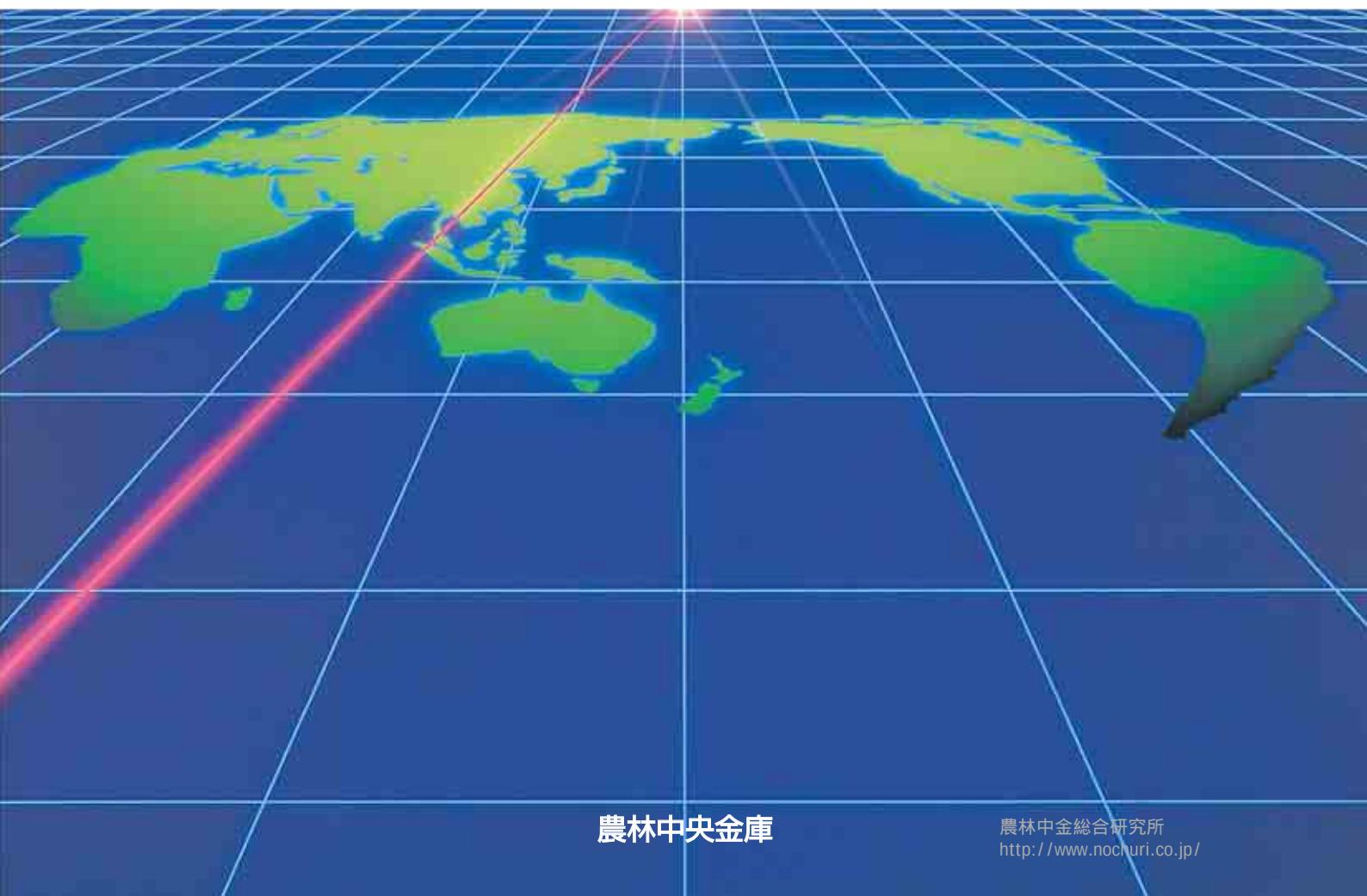
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 **12** DECEMBER

地域主体の農林漁業の展開 と協同のあり方

- 農村女性起業の経営発展と課題
- 地域主導による震災からの漁業・漁村の復興
- 協同組合の新たな位置付け



また構造改革なのか

わが国政府がTPP交渉の事前協議に入ることを正式に表明した。

その真意について推進・慎重の両面から正反対の解説がなされているが、今後、既に交渉中の各国特にアメリカ政府と事前協議が行われることになる。慎重派が解説するように、最終的には交渉からの離脱をも選択肢として残されていると政府が考えているかはあきらかでないが、今後の協議で明らかになる論点次第であろう。

このような状況は、今から20年前1989年から90年にかけて開催された日米構造協議を思い起こさせる。これは、87年のブラックマンデー後の経済停滞を打開しようとしたアメリカ政府が、最大の貿易黒字国である日本の市場開放を要求してきた結果行われた協議であった。

ちなみに、この協議でアメリカが取り上げた論点は、公共投資の積極化、大店法廃止を含む流通制度改革、談合規制など独禁法の強化、円高差益の還元などによる内外価格差の是正、株式持合いによる系列解消など200項目を越えた。これに対して日本側が提示したのはわずか10数項目であり、協議は、輸入を増やせというアメリカの要求をめぐって行われたのが実情であった。

これらの論点という名の要求は、経済学的な根拠が必ずしも明確ではなかった。そもそも両国間の経済的な基本問題であった貿易不均衡についての理解が異なっていたからである。アメリカの強硬派は「日本の貿易黒字はアンフェアな方法によって得たものだ」と批判した。その一方で、ボルカーFRB議長は、アメリカ人は個人も政府もモノを作る以上にカネを使って能力以上の生活をしていることが貿易不均衡をもたらしているのだ、と議会で証言した。

このボルカー見解のように、両国間の不均衡が双方のマクロ経済環境や政策のすれ違いにあるという認識が共通していれば、構造協議の帰趨は異なったものになったとみられるが、実際の協議ではわが国が譲歩を重ねた。

その背景のひとつにわが国の論壇での不思議な主張がある。その典型は、アメリカに言われて行うのではなく、言われる前に自らの判断で構造改革に取り組むべき、という主張であった。このような考え方はその後「構造改革なくして景気回復なし」という奇妙な主張にもつながってゆく。

もうひとつの主張は、当時の円高について、わが国の経常黒字が原因であり、それは規制緩和と市場開放で解消することができるという、経済理論を無視した主張であった。これに対して大御所とされる国際経済学者が痛烈に反論し、結局はなにも行われぬままに為替が円安に転じ、この主張は根拠を失った。

これまでの国際経済交渉をみると、このようないわゆるエコノミストの主張が政府の判断に影響を与えていることは否定できない。それだけに、20年前に構造改革論を主張していた一部のエコノミストが、現時点でも言葉を変えて同じ主張を声高に行っていることを無視することはできない。

「国益を守る」という観点から判断し交渉するとした首相が、国益を具体的に明示しつつ、いわゆるエコノミストに惑わされない判断と行動をとるよう働きかけを強めなければならない。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 田中久義・たなか ひさよし）

今月のテーマ

地域主体の農林漁業の展開と協同のあり方

今月の窓

また構造改革なのか

(株) 農林中金総合研究所 常任顧問 田中久義

青森県と富山県の2つの法人化事例を中心として

農村女性起業の経営発展と課題

室屋有宏 — 2

被災地復興に向けた新たな展開

地域主導による震災からの漁業・漁村の復興

鴻巣 正 — 19

「社会的経済」としての協同組合のあり方

協同組合の新たな位置付け

原 弘平 — 36

情
勢

2009年度の農協経営の動向

小田 志保 — 49

談話室

国際協同組合年に向けて

——協同組合企業はよりよい世界をつくる——

欧州協同組合銀行協会

(European Association of Co-operative Banks : EACB)

事務局長 エルベ・ギデ (Hervé Guider) — 34

統計資料 — 56

<第64巻総目次> 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農村女性起業の経営発展と課題

— 青森県と富山県の2つの法人化事例を中心として —

主任研究員 室屋有宏

〔要 旨〕

- 1 農村女性起業は90年代前半ころから増加傾向が強まったが、その背景には全国各地に常設直売所等が設置されたことで、それまで生活改善グループや農協婦人部（現女性部）で行われてきた食品加工等に販路が開けたことが大きな要因となっている。
- 2 農村女性起業では、中心を占める「グループ経営」が高齢化による活動停滞等から減少に転じる一方、個人での起業が近年増加している。
- 3 農村女性起業が直面する大きな問題として、①経営規模の零細性、②高齢化の進行、③景気低迷や食のマーケットの縮小等がある。
- 4 農村女性起業の成功例として青森県と富山県の2事例についてみると、共通点として①起業リーダーの高い資質、②マーケティングの発想による商品開発、③加工組織の専門化および地域内での「農商工連携」的分業関係、④相対的に魅力的な賃金・労働条件の提供、がみられる。
- 5 しかし、時間経過とともに市場条件や経営資源等が変化するため、農村女性起業は経営発展の段階に応じて異なる経営課題に直面する。法人化等一定の企業体に達した農村女性起業では、外部企業へのアウトソース、他の農村女性起業との連携・グループ化、非農家との人的ネットワーク等、新たな経営対応が重要となつてこよう。
- 6 農村女性起業の取組みは、地域社会に農業や食品産業等の労働集約産業を残し雇用を維持していく重要な役割を担っている。行政や農協等の支援は、農村女性起業の初期段階に集中しているが、一定の企業体となった後の支援も持続的な経営発展のためには拡充が必要であらう。

目次

はじめに

1 農村女性起業の現状について

- (1) 農村女性起業とその背景
- (2) 近年の農村女性起業の動向

2 事例分析1—有限会社白龍産業つがる女性加工部（青森県つがる市）—

- (1) 青森県における農村女性起業の動向
- (2) つがる市の農業概況と農村女性起業
- (3) 有限会社白龍産業つがる女性加工部

3 事例分析2—農事組合法人食彩工房たてやま（富山県中新川郡立山町）—

- (1) 富山県における農村女性起業の動向
- (2) 立山町の農業概況と農村女性起業
- (3) 農事組合法人たてやま食彩工房

4 まとめ

- (1) 2つの事例に共通する特長
- (2) 時間経過と競争条件の変化
- (3) 法人化後の支援継続が必要

はじめに

近年、農村の女性起業に対する関心が高まっている。農村を取り巻く環境が厳しいなかで、農村女性による食品加工、直売、農家レストラン等の活動は、強い輝きを放つ存在であり、地域活性化の観点からも大きな期待が寄せられている。

しかし、農村女性起業の実態をみていくと決して明るい面ばかりとはいえず、高齢化に伴う活動の停滞や経済環境の悪化等がもたらす影響も次第に大きくなっている。

本稿では、農村における女性起業についてその特質および現状について概観したうえで、農村女性起業としては規模が大きく、法人化されている2事例の経営展開の過程をたどりながら、なぜ事業の拡大が可能になったのか、また現在直面している課題は何かということを実態的にみてみたい。そのうえで、経済面からも持続可能な農村女性起業の条件や支援のあり方につい

て考察してみたい。

1 農村女性起業の現状について

(1) 農村女性起業とその背景

a 農村女性起業の背景

農村女性起業の多くは生活改善普及事業や農協婦人部（現女性部）などの「女性固有の活動」からスタートしている。

旧農業基本法時代においては農村民主化、女性の地位向上を最終目標としつつも、農家の所得改善を図るためには「家」を単位に「男性＝基幹的農業従事」、「女性＝生活者＋補助労働者」とする性別分業が実質的に推進された。特に高度成長以前においては、農家が直面する貧困に対し、女性が「家庭生活の工夫・合理化」をしていく役割が強く期待され、こうした取り組みを支援することが生活改善普及事業の目標と位置付けられた。^(注1)

そして農村女性が「生活技術を学ぶ場」として生活改善グループが全国各地に自主

的に数多く生まれ、行政がこれを支援・育成した。メディアが発達していなかった時代においては、生活改善グループはさまざまな情報や技術を獲得する場として、多くの女性が積極的に参加した。

農協においても「世帯主＝組合員」とする1戸1組合員制がかつては組織原則であり（現在は複数組合員制）、「男性＝営農」を前提に女性が営農以外のさまざまな生活活動を学習する場として、婦人部（現女性部）が設立された。

このように旧基本法下の農村女性組織は、あくまで農村女性が自らの「家」の生活改善を目的にしており、活動の中心となる食品加工も自給用のものであり、販売目的の起業という意識は基本的になかった。

（注1）生活改善運動の歴史的 position は市田（岩田）（1995）参照。生活改善グループの活動は、衣食住、育児、保健・衛生等、生活全般の改善を目標にしており、特に戦後初期には「かまどの改善」、「台所の改善」、「保存食」が大きなテーマであった。農村の生活水準が上昇するにつれ、食品加工が活動の大きなウエイトを占めるようになる。

b 農村女性起業政策の誕生

農村女性起業という概念がはじめて政策の表舞台に登場する画期となったのは、1992年6月に発表されたいわゆる「新政策」（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）である。新政策では、農村女性をはじめて担い手として位置付け、「個」としての地位向上のための条件整備の必要性を明言した。こうした変化は、新政策が担い手の概念を「農家」から「経営体」へと転換し、あわせて加工・販売等の活動を農村・農業

の新分野として認知する動きに連動している。

新政策を受け同年6月に公表された「農山漁村の女性に関する中・長期ビジョン懇談会報告」が現在につながる農村女性起業政策の出発点となった。この報告のなかではじめて「農村女性起業」という表現が使用され、これまでの女性組織の活動を地域内発型企業の萌芽ととらえ、その発展を政策的に支援・育成していく方針が示された。^{（注2）}

さらに99年の「男女共同参画社会基本法」の制定によって、農村女性起業に女性の社会参画、女性が力をつけていくエンパワーメントという視点が政策的に加えられるようになった。

（注2）農村女性起業政策については、岡部編（2000）第3章、藤本（2004）を参照。

（2）近年の農村女性起業の動向

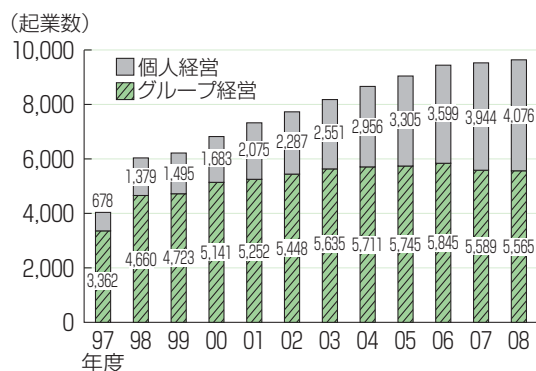
a 概況

現在、農林水産省は農村女性起業の定義として、「①農村等に在住している女性が中心となって行う、②地域産物を利用した農林漁業関連の女性の収入につながる経済活動（無償ボランティアは除く）、③女性が主たる経営を担っている経営形態」の3つを挙げている。

農村女性の起業活動については、農林水産省による調査が97年以来行われており、第1図のように増勢基調にある。

農村女性起業が近年大きく伸びる直接的契機となったのは、90年代前半ころから常設の直売所が各地にできたことが大きいといえる。従来の直売所は、テントやトラッ

第1図 農村女性起業数の推移



資料 農林水産省「農村女性による起業活動実態調査結果」(2010年9月)から筆者作成

ク等を利用した「青空市」的なものが中心で、周年営業するものも少なかった。近年では、宅配、インターネットの利用など販路の多様化も広がっている。

販路以外では、機械化の浸透により農村女性の自由時間が増え、他方で農家経営が悪化し収入機会を求める動機が強くなったことも起業を促進した。またいうまでもなく、消費者が安心・安全で個性的な農村女性起業の商品に高い支持を与えたことが、市場拡大の決定的な要因といえよう。

こうした農村女性起業の基盤となったのは、生活改善グループや農協婦人部の活動であり、グループで培った加工技術や地域のネットワークを活用し加工・販売等を行う「グループ経営」が現在でも農村女性起業の主流的な形態である。

しかし、グループ経営数そのものは高齢化による活動の停滞、起業組織の統合等から、06年度をピークに減少に転じる一方、個人経営が着実に増加する傾向にある。

個人経営が増加している背景には、大型直売所が増え、個人が単独で加工し直売所

で販売する等、起業しやすい環境が整備されたことが大きいといえる。また農家レストラン、体験農園・農場、農家民宿など都市との交流分野の市場が広がったことも、個人での起業を進める要因となった。

b 活動内容と経営規模

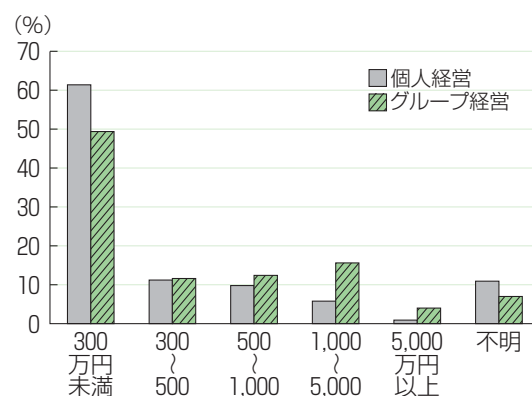
農村女性起業の活動内容は(08年度、複数回答)、「食品加工」が74.7%と圧倒的で、次いで「直売所などでの販売・流通」56.3%、「都市との交流」17.6%が主なものである。

つぎに農村女性起業の年間売上金額をみると、08年度では「300万円未満」が55%、^(注3)「不明」が9%を占めている(第2図)。

「300万円未満」と「不明」をひとつに分類し、年間売上額の統計が得られる00年度以降をみると、その割合は63~65%で推移しており、零細なものが過半を占めている(第1表)。「300~500万円未満」、「500~1000万円未満」層のシェアも、それぞれ11%前後で固定的に推移している。

「1,000万円以上」の階層は、グループ経営による直売組織が多く含まれる。この層

第2図 年間売上高の分布(2008年度)



資料 第1図に同じ

第1表 年間売上金額の分布(各年度:上段が起業数,下段は割合%)

年度	300万円未満	300～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円以上	不明
2000	4,389 64.3	853 12.5	757 11.1	717 10.5	— 0.0	108 1.6
2001	4,750 64.8	819 11.2	806 11.0	824 11.2	— 0.0	128 1.7
2002	4,748 61.4	925 12.0	880 11.4	935 12.1	— 0.0	247 3.2
2003	5,024 61.4	968 11.8	942 11.5	1,061 13.0	— 0.0	191 2.3
2004	5,160 59.5	1,028 11.9	964 11.1	1,140 13.2	— 0.0	375 4.3
2005	5,356 59.3	1,095 11.9	1,003 11.1	1,200 13.5	— 0.0	396 4.2
2006	5,600 59.3	1,126 11.9	1,050 11.1	1,272 13.5	— 0.0	396 4.2
2007	5,255 54.5	1,103 11.4	1,089 11.3	1,103 11.4	259 2.7	832 8.6
2008	5,250 55.1	1,086 11.4	1,085 11.4	1,041 10.9	243 2.5	828 8.7

資料 第1図に同じ

のシェアはわずかに増加する傾向にあったが、08年度にはその比率が低下している。

全体としてみるならば、農村女性起業は時系列的に売上規模を拡大する動きは弱く、むしろ頭打ち感が強まっているとみられる。起業のハードルが低くなり起業数は増勢基調にあるものの、景気の長期低迷(特にリーマンショック後)、食のマーケットの縮小傾向等の影響を受け、農村女性起業を取り巻くマクロ環境は厳しくなっており、従来以上に魅力的な商品開発とマーケティング活動の展開が必要になってきているといえよう。

(注3)「不明」の割合が増加傾向にあるのは、個人情報保護法の影響があるとの指摘がある。

c ライフステージと女性起業

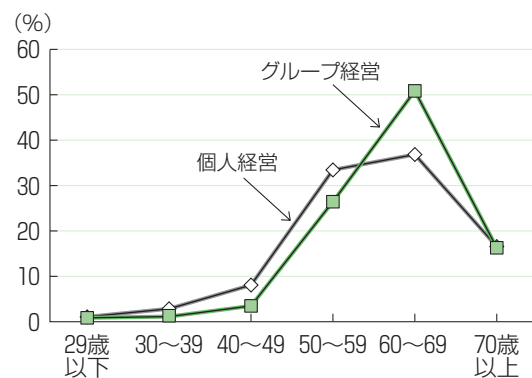
農家女性起業の年齢構成は60歳代をピークとする「逆V字型」を示している(第3図)。農村女性のライフステージとしては、40歳代には子育て期が終わり、農業と家事の合間に時間を取ることが可能となり再び就業機会を求める人が増える。しかし、農村で非農業の雇用機会を見つけることは難しく、特に50歳代超では非常に困難である。

女性起業はこうした労働力と市場流通に乗らない農産物を活用するケースが多いことから利益期待は小さく、結果的に受け取る賃金も低いという特有のジレンマを抱えている。農村女性起業のうち、08年度で法人化しているのは全体の5.1%に

過ぎず、大多数の組織は法人化できる経営状態となっていないのが実情である。^(注4)

起業する年齢が50歳代以降に集中し、しかもその多くが経営発展する誘因や条件が十分ではないなかで、高齢化と景気悪化の

第3図 農村女性起業(構成員)の年齢層分布



資料 第1図に同じ

影響が次第に強まっており、農村女性起業を取り巻く環境をより一層厳しいものとしている。

(注4) 法人形態では、株式会社が40.7%、農事組合法人が23.1%、企業組合10.9%、が主な内訳である。

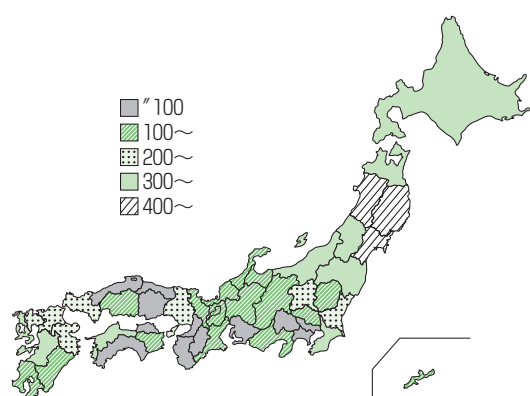
d 地域的動向

農村女性起業の多い10都道府県を順に列挙すると(08年度)、秋田県(424件)、宮城県(417件)、岩手県(401件)、長崎県(397件)、千葉県(391件)、新潟県(384件)、熊本県(369件)、愛媛県(364件)、福島県(361件)、山形県(349件)となる。

東北、九州など兼業層の多い農業地帯で、非農業雇用機会が少ない地域での起業が概して多いといえる。北海道のような専業中心の地域では、農業規模は大きくとも起業は相対的に少ない(第4図)。

一方、起業数の変化について04年度と08年度の比較でみると、やや異なった姿がみえてくる。増加率が顕著なのは石川県(176%)、埼玉県(136%増)、千葉県(108%

第4図 農村女性起業の都道府県別分布



資料 第1図に同じ

増)、福島県(93%増)などで、いずれも個人経営が大きく伸び全体の増加を押し上げている。埼玉県、千葉県は首都圏に立地し近年の直売所ブームを背景に農村女性が独自に起業する動きが強くなっている。

以下では、青森県、富山県における2つの農村女性起業の事例について、それぞれの経営発展過程とその要因や条件について、地域農業との関連も含め実態的にみてみたい。

2 事例分析 1

ー有限会社白龍産業つがる女性加工部(青森県つがる市)ー

(1) 青森県における農村女性起業の動向

a 概況

青森県は全国的にみても、農村女性起業が盛んな県といってよい。県の資料によると、10年度末で起業総数は353件、うちグループ経営が208件、個人経営が145件である。起業数は年々増加しているが、グループ経営は08年度から減少に転じている。

県内農村女性起業の年間売上総額は、08～10年度でそれぞれ51.8億円、51.5億円、52.6億円とほぼ横ばいで推移している。

売上規模では(10年度)、1,000万円以上の起業が占めるシェアが22.3%と、全国水準に比べ相当高い。これは県内に大規模な直売所が多く、年間売上高1億円以上の起業が15件あることの寄与が大きい。

他方、県が目標とする「年間売上金額300

万円以上」の起業は160件、法人化している^(注5)のは2件に過ぎない。また起業構成員の平均年齢は、60歳以上が60%を占め高齢化が進行している。

(注5)「有限会社白龍産業つがる女性加工部」は単独での法人化ではないため、県の定義では法人化事例としてカウントされていない。しかし、事業規模、経営内容からみて実質的には単独の法人化とみなしうするため、本稿ではそのように扱うこととする。

b 県の支援策

青森県では農村女性起業のパワーを活用し、新たな「食」産業の創出による地域の経済活性化、雇用拡大を図るために、10～11年度において「農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業」を実施している。この事業では、①女性起業が他の起業と連携する^(注6)6次産業化の取組拡大、②法人化の推進、③女性社長の育成、を主たる目標にソフト、ハードの支援を実施している。

こうした支援を通じ、県は農村女性起業を経営体として発展させ、12年度には「年間売上金額300万円以上」の起業を260件とする目標を掲げている。

(注6)他産業との連携については、既に約1/3の女性起業が行っており、連携先では商工会、他の女性経営体、JAの順である。

(2) つがる市の農業概況と農村女性起業

つがる市は、05年に旧木造町と隣接4村が合併して誕生した(第5図)。人口(10年国勢調査)はおよそ3万7千人で、前回05年の調査と比べると△7.1%と大幅な減少を記録しており、65歳以上の老年人口の割合

第5図 青森県の市町村図



資料 農林水産省ホームページ(<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map2/02/209/index.html>)

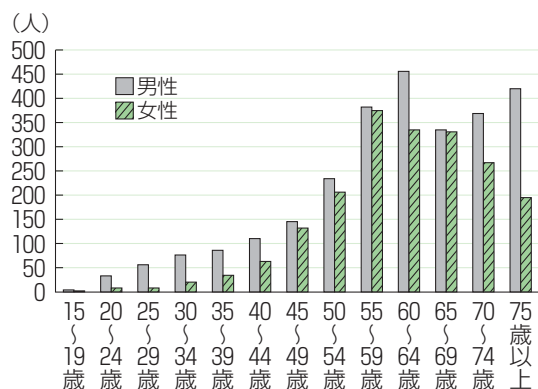
も31.3%に達している。

農業は同市の基幹産業といえる存在であり、農業就業人口比率は34.0%に達する。農業産出額は全体で222.3億円、うち米102.6億円、野菜61.3億円、果実16.5億円、豆類3.1億円、肉用牛7.3億円、豚9.1億円が主な構成^(注7)である。

つがる市は農産物のブランド化を推進しており、水稻、メロン・スイカ・ネギ・トマト・ナガイモ・ゴボウ・りんごの8品目を「つがるブランド」に選定している。野菜は日本海に面す砂丘地地帯で、主に栽培されている。

つがる市は比較的若い世代も含めて担い手が存在する地域である(第6図)。販売農家に対する主業農家の割合は45%と高く、3ha以上の経営規模層が42%を占める。水稻主体では経営面積10ha以上の経営体が多く存在し、複合経営では米+野菜(または

第6図 つがる市の基幹的農業従事者の年齢分布



資料 農林水産省「2010年農林業センサス」から筆者作成
 (注) 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者。

リンゴ)の組合せが多い。

また、つがる市は生活改善グループ、4Hクラブなどの農村活動も健在である。農村人口の減少等により生活改善グループは全国的に減少傾向が続いているが、つがる市ではむしろ増加しており、活動も活発である。

つがる市を含む2市5町からなる県西北地域(第5図太線内)には、農村女性起業が63件(10年度、うちグループ経営51件、個人経営12件)あり、起業数も増加傾向にある。このうち、つがる市には20件の女性起業がある(グループ経営17件、個人経営3件)。西北地域でも、90年代後半頃から常設の直売所が周辺にできたことで、販売による所得獲得を目指す起業が増えている。

(注7) 農業産出額は農林水産省「平成18年生産農業所得統計」、それ以外の農業就業人口比率、主業農家の割合等は「2010年農林業センサス」による。

(3) 有限会社白龍産業つがる女性加工部

a JA女性部加工部会の設立

97年に地元スーパーから旧JA木造町に對して、インショップ方式で「JA女性部野菜コーナー」を開設して欲しいとの要望が寄せられた。スーパー側では「産地直売の特長のある店作りをしたい」という意向があり、また農協および当時朝市を開催していた同女性部の「朝市は大変なので地元農産物をスーパーで販売したい」との思いがマッチする形で、県内最初のインショップがスタートした。

しかしインショップは冬場に野菜が少なくなることから、品揃え対策のため女性部のなかに加工部会を新設し加工品作りを始めた。加工部会の当初の構成員は8名で、当時女性部長のTさんが部会長を務めた。Tさんは、地域の女性リーダー的な存在であり、女性部長や農協理事、またPTA役員、民生委員としても活躍した方である。

加工場は農協の職員休憩室を借り、改造した。起業時の資金もTさんが個人で農協から300万円借り入れ対応した。

加工品部会の構成員は食品加工についてのノウハウがなかったことから、先輩から教わりながらいろいろな加工品を作ったが、売上は当初伸びなかった。

b 大手スーパーとの取引で売上急増

加工部会の中心的商品は漬物であったが、実際には教わった伝統的な作り方ではなかなか消費者に受け入れてもらえなかつ

た。こうしたなかTさんは「買う漬物」と「自分の家の漬物」は違うと考え、品目ごとにターゲット顧客層を設定、顧客の嗜好に合うように味付けを変える工夫をした。

特に、漬物は若い人向けに、全体的に塩分少なめで甘めの味付けにした。津軽の伝統料理「すしこ」も若い人の嗜好に合うように現代風にアレンジすることで大変食べやすくなり、購買者層を広げることに成功した。また地元米の消費拡大を目的に、いなり、赤飯を出すようになり売上が伸びた。

こうした加工部会の個性的な商品が、地産地消商品を探していた大手スーパーの目にとまり、有利な取引条件の提供とともにスーパー内に同部会のコーナーを設置することとなった。この大手スーパーとの取引が始まった04年以降、加工品部会の売上は大きく伸びた。

また加工部会の商品は、競合品と比べてむしろ安いことが（漬物類は大半が1袋210円）、消費者にとり魅力となっている。同部会は設備投資をほとんどせず手作業が中心で、また容器等は簡素にすること等で価格を抑え、販売の回転を高め売上増につなげた。

売上が大きく伸び、また希望する価格と条件（買取制、1週間前の発注）で販売できるようになったことで、設立後7年間赤字だった経営は安定するようになった。

販路は大手スーパー以外にも、地元スーパーやホテル等へと広がった。販路開拓は、自ら営業に歩いた訳ではなく、先方から声がかかったのが実態であるという。Tさん

がさまざまな場で「夢を語る」ことがきっかけで販路につながることも多い。

c 加工に専念できる態勢確保

加工部会が設立された当時の構成員は、女性部の支部長を中心に構成されており、年齢層もTさんを除いて60歳代と高く、またそれぞれの農作業負担が大きく加工作業との両立が難しい人が多かった。

そのため加工部会の構成員は、女性部のなかで農作業の負担が少なく、加工に専念できる人に順次入れ替わった。新たな雇用に際しては「家庭が第一」の考え方から、勤務時間を柔軟に選択できるようにし、また賃金も時給700円と高く設定したため、意欲ある若年層の女性を採用することが可能となった。こうして新規に採用された女性たちは、全員現在も継続して働いている。

賃金水準は、当時の同部会の経営状態からは厳しいものだったが、「十分な賃金を得て家計を助けているから、家族の理解が得られる」とTさんは考えた。

加工部会の商品はすべて無添加で日持ちがしないこともあり、「当日作ったものをその日に出荷する」ため、土日含め毎日朝4時からの作業シフトを組まなくてはならない。こうした作業のためには加工に専念できる意欲ある若年層の力が不可欠で、そうした態勢が整備されたことが売上増を支える基盤となった。

d 建設会社との合併効果

加工部会は09年の農協合併に伴い、加工

場の利用ができなくなったことを契機に、建設業を営む有限会社白龍産業と合併し、その一部門「つがる女性加工部」（以下「女性加工部」）となった。じつは同社はTさんの親族が経営する会社であり、農業参入も行っている。

この合併により市の旧学校給食センターを使用することが可能となり、合わせて県の補助事業を活用した冷蔵庫の整備等で作業環境は大幅に改善された。

合併後も経営の自立性という点では、基本的に変化はない。合併による法人化のメリットとしては、短期の資金繰りを含め最終的な経理処理を本体企業に委託できること、また本体から配達や重量物の運搬のために男性を1名派遣してもらったことが挙げられる。加工部会のときの加工場は手狭で、漬物が入った重い樽を手で移動させるなど大変な重労働だった。

さらに新規採用を本体企業の雇用として月給制、社会保険完備で実施でき、高校新卒者の採用が可能となったことも合併メリットといえる。若い人はやはり習熟が早いので、女性加工部として新卒者を毎年1名ずつ採用していきたい意向がある。

現在、女性加工部の構成員は60代2名、50代3名、40代1名、30代1名、20代1名、10代1名と幅広い年齢の女性が働いている。定年は70歳だが、健康なら継続して雇用していきたいと考えている。

e 今後の展望

Tさんは「起業当初は女性起業に対する

周囲の視線は必ずしも暖かいものではなかったが、あくまで地元での雇用と原材料購入により地域貢献することを目標にしてきた。こうした点が地域でも理解され、現在はいろいろと応援を受けるようになった」と振り返る。

現在、女性加工部の年間売上高は5,000万円に達し、また新たな販路も広がり経営は軌道に乗っている。こうしたなかTさんの意識としては、このまま「皆で楽しく仕事をしたい」という思いとともに、経営拡大を通じ地域農業との関係をより強化したいという意欲が強くなっている。

もともと農協の加工部会からスタートしており、当時から農産物は地元の農家から、生産者が満足できる一定価格で購入し地域農業に貢献するという理念があった。現在、女性加工部の原料農産物は、主要な契約農家が2軒あり、これに本体企業の農業生産部から補完的に調達している。ここから調達できない、小豆、金時豆などは集落の高齢者に栽培を依頼しており、高齢者の方が収穫物を持って来られる際のいきいきとした表情をみることが、Tさんにとっても生きがいを感じる瞬間となっている。

現在63歳のTさんの気持ちのなかでは、自らの事業と連携した高齢者のための畑作団地や集落の老若男女と一緒に働ける農園を作りたいという夢が膨らんでいる。

3 事例分析 2

ー農事組合法人食彩工房たてやま (富山県中新川郡立山町)ー

(1) 富山県における農村女性起業の 動向

a 概況

富山県は非農業雇用機会が豊富に存在したこともあって、全国レベルでみて農村女性起業が特に活発な地域とはいえないものの、80年代半ば以降、県内に直売所が広がったことを契機に、女性起業は徐々に増加する傾向にある。

県内の農村女性起業は10年度末で160件、そのうち県の支援目標としている「年間売上額1,000万円」を超えるものが35件あり、このうち6件が法人化されている。法人化された起業の売上規模は、3,000万円台が3法人、1,000～2,000万円台が3法人である。

富山県でもグループ経営が起業の太宗を占めるが、高齢化等に対する動きとしてグループ経営の統合が進んでいる点が興味深い。例えば、県東部の朝日町の農村女性起業は10以上のグループ経営を統合し法人化、業務範囲を拡大している。

一方で、近年では地産地消や食への関心の高まりを受けて、農村女性が自らのアイデアや能力を発揮したいという意識が高まっており、個人経営による起業が増加している。

b 県の支援策

県の支援事業のなかで、「入口」的な位置付けがされているのが「農村女性スキルアップ講座」である。この講座では、実践的な商品開発スキルの獲得を目指し09年度からスタートしたもので、定員は20名だが実際には希望者が多いため受講者は毎年30名前後に達している。

受講者の属性では、既存の起業組織リーダーがやはり一番多いものの、起業に関与しておらず、非農業分野で働いていた女性で、定年を機に自分で起業したいという人が近年増えているという。こうした女性は、基本的に所得を既に確保したうえで、自分の能力の発揮や責任ある仕事をしたいという思いを持っており、起業に大変熱心である。さらに富山県の場合、営農組織が多くあり、米価低迷のなかで女性が加工部門を設立する事例も増えている。このようにさまざまな背景から、農村女性起業を目指す裾野が広がっている。

県の支援としては、前述のソフトの支援とともに、起業の発展段階に応じて機器等のハードへの助成がある。県の支援は最終的には法人化を目標にしており、法人化によって雇用条件の明確化、整備が進むことで、若年層の雇用につながるとともに、農村女性起業の高齢化・後継者問題に対応できると考えている。

(2) 立山町の農業概況と農村女性起業

立山町は県中央部から東南に細長く伸びた地形を有しており、町の東側は「立山黒

部アルペンルート」,「雪の大谷」といった山岳観光地がある一方、西側には扇状地の平野部が広がっている(第7図)。町の人口の大半が集中している西部の中心部からは、富山市中心部へ車や私鉄により20分前後でアクセスできる。

富山県に共通する特長であるが、立山町

年齢	男性 (人)	女性 (人)
30～34歳	5	0
35～39歳	5	0
40～44歳	10	0
45～49歳	10	0
50～54歳	15	15
55～59歳	45	20
60～64歳	75	70
65～69歳	130	105
70～74歳	140	105
75歳以上	245	165

は水田率（水田面積/耕地面積）99%の水田
単作地帯である。町の農業産出額は全体が
49.3億円、内訳は米が29.5億円、野菜1億
円、畜産5.8億円（うち鶏卵3.6億円）である
（06年度）。野菜では白ネギの産地である。^{（注8）}

現在、立山町には8件の女性起業がある。このうち町の小中学校給食に食材提供を行っていた直売グループが食品加工に取り組みたいとの要望を受け、町は10年に加工施設を新設、これを共同利用する5つの起業グループで「立山町地産地消加工組織連絡協議会」が組織された。町は同協議会に対し加工施設の利用料を免除し、また指定管理料の支払い等により活動を支援している。5つのグループは、地産地消、食育を推進する観点から、米粉パン、味噌、寿司、漬物等を作っている。

a 「立山町農村女性グループ加工部会」の
設立

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統的な保存用の餅で、かつては富山県の農家で一般的に作られていた。

85年頃から地域の農村婦人グループ（「生活改善グループ」に相当^(注9)）が「米商品拡大運動の推進と産品開発」という活動テーマに取り組むなかで、次第に廃れゆく寒餅に着目し、自分たちのオリジナルな寒餅作りを目指し取り組んだ。試作を重ねるうち徐々に注文がくるようになり、冬場の収入機会にもなると考え、89年に「立山町農村女性グループ加工部会」（以下「加工部会」）を結成した。

加工場は農協の建物の一角を借りてスタートしたが、施設が餅をつく所と加工する所、漬物用と3か所に分かれており非効率で手狭だった。加工部会の結成時点では、朝市の余剰農産物を使用した漬物の商品化が先行し、寒餅の商品化は翌90年から始まった。

加工部会設立当初はまだ通年での仕事がなく、たぶんに趣味的な感じが残っていたが、その後富山市内の生協からお雑煮用の「のし餅」の大量注文が来るようになったこともあり、97年に補助事業を利用し加工施設を新築した。新設費用のうち補助対象とならない1,000万円については、1口5万円で構成員から借入を募ったが、これは構成員の参加意識を高めるねらいもあった。また同じく97年には農事組合法人となり、名称を「食彩工房たてやま」（以下「食彩工房」）とした。

加工部会、食彩工房の代表を務めたNさんは、婦人グループのリーダー、農協婦人

部長もされた方で、06年に食彩工房を定年で退職されるまで、持ち前のパワーで事業を大きく伸ばし、富山県を代表する起業組織に育てあげた。

（注9）富山県では現在「地域活性化グループ」と呼んでいる。

b 経営の伸長

食彩工房の商品は「手作り、本物、無添加」の伝統を基本にしながらも、簡便性や味にアレンジが加えられている。

メイン商品の寒餅は焼く必要がなく、レンジで加熱してすぐ食べることができる。種類は、黒豆、白エビ、昆布、コーヒ入り等の11種類、それぞれに甘味と塩味（9種類のみ）ありバラエティが豊富である。塩味は若い人をターゲットに新たに作ったものである。寒餅は富山県の「ふるさと認証食品」の認証を受けている。

また03年には、「売薬富山」をイメージし紙風船の中に寒餅が入っている「かんもち紙風船」を発表（レンジで加熱すると両方が膨らむ）、観光客に好評で日本おみやげアカデミー賞「アイデア賞」を受賞した。

一方、販路は立山登山口の販売施設を発端に手探り状態のなか、農協、町、商工会などの協力を得ながら広げていった。また県内外の物産展等に積極的に参加し、富山米を使った特産品としてPR活動を展開した。現在の販路は「道の駅」など10か所のほか、電話注文に随時応じている。

食彩工房は寒餅のほかに、のし餅、大福・赤飯、漬物を販売している。餅類と漬物の売上構成比は9：1である。餅類はす

べて地元産の「新大正糯米」を使用しており、調達先は地元農家の契約栽培と農協でだいたい半分ずつ（計約18トン）、また漬物材料や副材料は地元の女性・高齢者と契約で調達しており、地域農業に密着した経営を展開している。

さらに地域貢献の一環として、01年から地元中学生の学習体験（「14歳の挑戦」）の受け入れを行っている。食彩工房はこのような地域活性化のさまざまな取組みが評価され、04年に農林水産省「立ち上がる農山漁村」の事例30にも選ばれている。

c 市場競争の高まりと景気低迷の影響

ユニークな商品開発と販路開拓の努力が実を結び、売上は順調に伸び03年頃には4,000万円を超えた。しかし、その後売上はやや減少する傾向にあり、特にリーマン・ショック後は景気低迷の影響を強く受けるようになっており、この流れにどう対抗していくかが現在最大の経営課題となっている。

売上の増加が難しくなった要因としては、かつては農村女性起業が非常に珍しく世間の注目も強かったこと、また防腐剤、保存料を使用しない無添加商品も少なかった等の先行者メリットがあったが、こんにちでは類似する商品との競合性が強くなっている。

消費者の側でも、特に若年層が餅を食べなくなっており、また従来からの購入者も数は減少しなくとも購入量が減っており、全体的に「餅離れ」が進んでいると、現在

代表理事を務めるYさんは認識している。また、顧客も低価格志向とこだわり志向の二極化が強まっていると感じている。

食彩工房は加工施設の新設のために募った借入金は既に返済しており、財務的には無借金で経営上の不安はないが、Yさんは現状について「起業グループとして1,000万円規模の売上なら問題でなくとも、3,000万円を超える企業として、いまは境目の状態にあり、あとひと踏ん張りする必要がある」とみている。

そのためには今後も餅を基本にしつつも若い人をターゲットにした新商品や新機軸が必要となっており、また販路の拡大も不可欠な課題である。

食彩工房では75歳定年制をとっており、Yさんから間もなく次のリーダーにバトンタッチされる予定であり、過渡期にある経営を引っ張っていく強くリーダーシップが期待されている。

d 若年層の定着と一層の参加が課題

加工部会としてスタートした当初3年間の賃金はわずかなものであったが、当時の構成員はほとんど農家の人であり、起業の理念も共有されていたため賃金に対する不満は特になかった。

作業に従事する人は当初10人位でスタートしたが、97年の法人化以降、順調に売上が伸びたことでピーク時には20名前後に増えた。賃金も時給700円となり、利益を配分する形で少額だがボーナスも支給できるようになった。

一方で、法人化初期のころは構成員を農家女性に限定する方針もあり均質性が高かったが、売上が伸び雇用者が増加するにしたがい非農家の人が多くなった。

現在の構成員は全体で12名、年齢構成では30歳代3名、40歳代2名、60歳代以上が7名である。農村女性起業としては、30～40歳代の方を含め比較的バランスが取れている。

各人の勤務時間は、基本的に月1回注文量に応じ構成員の都合を調整して決めるが、あくまで「家族の協力と理解」を前提にしている。そのため食彩工房は、特に30～40代の子育て期間中の女性にとっては、柔軟に勤務時間を選択できるパートとして魅力がある。一方で同じ世代でも通年でフルに働きたいとのニーズもある。

食彩工房が商品開発、販路拡大等のステップを上げていくためには、雇用条件と構成員の参画をより高めていくことが重要な要素とみられるが、立山町の場合、他の雇用機会との競合性も大きく影響してくる。

4 まとめ

(1) 2つの事例に共通する特長

農村女性起業はたんに経済的ビジネスの側面だけでなく、女性の自立やエンパワーメントを通じて男性中心の日本社会を変えていく社会的な意義も大きい。しかし、農村女性起業がこうした社会的な価値を実現していく、また貴重な地域資源や豊かな人々の結びつきを維持し、磨きをかけ再生

産していく観点からも、一定の経済規模を持つ企業体へと発展することが重要だろう。

現実には大半の農村女性起業は極めて零細であり、長期的な経営継続という点で不安定なうえ、近年の経済状態等もあって「起業から企業へ」の脱皮は容易なことではない。こうしたなかで2つの優良事例は、経営発展へと向う過程でかなり強い共通性を示している。

第一の共通点としては、起業リーダーが持つ熱意や真摯さ、またリーダーシップといった資質が挙げられる。2つの事例とも、リーダーが明確な理念や目標を持ち、人や地域を動かすことで事業環境を自ら変化させる形で経営発展を果たしている。現状を与件として受け入れるだけでは経営発展は難しく、起業リーダーには構成員を動機づけ、能動的に「顧客や市場を作っていく」というイノベーターとしての役割が必要である。

第二の要素は、マーケティングの視点である。多くの農村女性起業では女性組織で蓄積した加工技術等を活かして商品を作るが、必ずしもそれは顧客の求めるものとなっていない。

事例では伝統の食を尊重しつつも、顧客に受け入れてもらうためのアレンジや工夫を行っており、特に若年層向けの商品開発を重視する点でも共通している。マーケティングの発想を持つかどうか、起業と企業を分ける大きなポイントといえよう。

第三の要素としては、起業組織が加工に特化する一方、原材料の農生産や販売は

別の組織が担当する地域内分業が成立している点が挙げられる。これは起業組織が発展した結果という側面もあるが、事例では「農業+ α 」という形ではなく、当初から加工専門の組織を目指して人員態勢を整備している。

こうした地域内分業は、形態としては農商工連携に近いといえよう。2つの事例とも明確な連携関係ではないが、起業組織が地域農業の振興や地域活性化といった理念を持ち、実質的に域内連携の核となり、一方で地域がこうした役割に対して共感と支援を与える関係がみられる。

第四の要素としては、農村において相対的に魅力的な賃金および労働水準の提供がある。これも農村女性起業が経営発展した結果という面があるが、事例では当初から家計を支援できる収入機会を提供することを起業の大きな目標に据えており、この実現が若年層を含む構成員の意欲的な参画と経営発展に結びつく好循環を生んでいる。

(2) 時間経過と競争条件の変化

こうした4つの要因は、互いに補完性を持ちながら起業組織発展の基本的要因となったといえるが、他方、時間の経過のなかで具体的な市場条件、経営資源等の変化から、組織の発展力は当然影響を受けることになる。

2つの事例でいうと、食彩工房は起業から約22年、女性加工部は約13年の歴史がある。前者では現在のリーダーは2代目で、まもなく3代目へバトンタッチする局面にあ

り、リーダーシップのあり方や構成員の属性、考え方は起業初期とは変わってきていると考えられる。

特に食彩工房が立地する富山県の場合は、非農業雇用機会が相対的に豊富なこともあり、起業組織が当初持っていた同質性が雇用面から変質しやすい環境がある。これに対して、女性加工部の場合は、つがる市という農村社会の性格が依然強い地域にあり、また起業当初から同じリーダーの下で構成員の均質性は強く保たれている。

商品の性質も、食彩工房の商品は観光客や催事向けのものが多いのに対して、女性加工部のものは地元の人が日常的に消費するものが中心であるという違いがある。

いずれにせよ組織の競争条件は永続的なものではなく、経営資源や市場の変化に対して、商品開発と販路開拓を柔軟かつ効果的に進めていくことは永遠の課題といえる。

企業体として一定の段階に達した農村女性起業では、外部企業の技術・ノウハウ、また男性も含めた非農家との人的ネットワーク、他の農村女性起業との連携・グループ化など外部資源の活用が重要になってこよう。例えば、技術、設備投資を要する商品開発ではアウトソースを利用する、また女性起業の側で一次加工を手掛けるといった地域内分業の深化を通じた経営発展の方向性がある。

起業組織をより開放性の高いものにしながら、地域資源や地域との関係をもっと掘り起こしていくことで、「高齢者の手作業による単品ビジネス」という領域を超えた商

品開発や販路開拓に結びつく可能性があるのではないだろうか。さらにこうした取り組みを通じ、地域における認知度が高まれば、意欲ある若年層の採用の機会が広がろう。

(3) 法人化後の支援継続が必要

農村女性起業として5千万円の売上があると「成功した経営体」とみなされるが、一般企業としては「零細企業」の域にあるのが実態であり、地域や行政も「法人化=支援完了」とするのではなく、その後の持続的な経営発展のためのきめ細かい支援が不可欠といえる。

農村女性起業と農協との関係においても、起業当時は農協が密接に支援する関係にあっても、次第に関係が希薄化する事例が多い。これは農村女性起業が経営的に自立化したためでもあるが、農協側が経営発展に伴って変化する起業組織のニーズに十分対応できていないという面も否定できない。販路支援、商品開発などは、単協レベルでは難しいところもあり、全国連を含めた系統トータルの支援がより必要となっている。

農村女性起業の取り組みは、地域内発的な6次産業化や農商工連携といった活動とともに、日本の地域社会において農業や食品

産業などの労働集約産業を振興し雇用を維持していくという重要な役割を担っている。こうした取り組みはまだ日本では大きな力になっておらず、また日本のなかで労働集約産業をこれから拡大していくことは容易なことではないが、それでも長期的な観点から地域が主体となり新産業を創造していくことが、わが国の成長戦略の大きな柱となってくることは間違いないと思われる。

<参考文献>

- ・市田（岩田）知子（1995）「生活改善普及事業の理念と展開」（農林水産省農業総合研究所『総合農業研究』第49巻第2号）
- ・岡部守編著（2000）『農村女性による起業と法人化』（筑波書房）
- ・鹿嶋敬（2003）『男女共同参画の時代』（岩波新書）
- ・関満博・松永桂子（2010）『「農」と食の女性起業—農山村の「小さな加工」』（新評論）
- ・藤本保恵（2004）『農村女性起業の経営的可能性』（『日本の農業』228、農政調査委員会）
- ・三原育子（2005）「農村における女性起業の経営的性格と課題」（独立行政法人国立女性教育会館『国立女性教育会館研究紀要』Vol.9, August）
- ・室屋有宏（2008）「「農商工連携」をどうとらえるか—地域の活性化と自立に活かす視点—」（『農林金融』12月号）
- ・室屋有宏（2011）「6次産業化の論理と基本課題—農村漁村から市場経済を組み替える取り組み」（『農林金融』4月号）
- ・農林水産省経営局人材育成課（2010）「農村女性による起業活動実態調査結果」

（むろや ありひろ）



地域主導による震災からの漁業・漁村の復興

— 被災地復興に向けた新たな展開 —

専任研究員 鴻巣 正

〔要 旨〕

- 1 東日本大震災からの復旧・復興に向けて、水産分野として取り組むべき課題は山積している。震災で多大な被害を受けた水産業の復興に向けて、水産政策の重要性が一段と増している。東日本大震災からの復興政策においては、地域主導による震災復興の動向が注目されており、漁業・漁村の復興への影響も大きい。
- 2 地域主導による震災復興は、民主党が掲げた地域主権改革の流れに位置付けられる政策である。東日本大震災復興基本法の制定と、これに続く復興基本方針の決定により条件整備が進められた。震災復興は、被災者の視点にたって地域の実情に応じて進める必要があり、地域主導の本旨も、地域の裁量を拡大させようというものである。
- 3 震災復興には、迅速・柔軟な対応が不可欠である。市町村の復興計画は、今後の地域主導の震災復興の基盤となるものである。市町村計画では、水産業の復興と災害に強い地域づくりに重点が置かれているのが特徴である。復興交付金は、被災自治体が自らの復興計画のもとに進める地域づくりに対して交付されるべきである。
- 4 地域主導による水産業の本格的復興には、復興交付金の役割が大きい。さらに、国と地方が政策目標を共有し、国庫補助事業との補完関係も重要である。復興基金は、支援事業の柔軟な実施を可能にする仕組みである。本来、復興特区制度は、地域の裁量を拡大させるための制度的前提となるものであり、地域が真に必要とする制度となるよう改善が必要である。
- 5 被災地域の多くは沿岸地区に集中し、水産業の復興なくして地域の復興はない。さらに、漁業・漁村の本格的復興を実現していくためには、漁協の役割が大きく、被災した漁協に対する特別措置も視野に入れるべき課題である。漁村地域と漁協は密接不可分の関係にあり、地域の結束が復興の推進力となる。
- 6 復興交付金や復興基金、復興特区制度は、本来、被災自治体の主体性と法的緩和を前提にするものであり、地域主導に道を開くものであった。漁協は漁村社会における共助の拠点であり、地域の総意をまとめる集約機関でもある。地域主導による漁業・漁村の復興を軌道に乗せ、真の意味での復興を成し遂げるためには、漁協の役割発揮が不可欠であり、被災者と被災地域のための復興が前進することを望みたい。

目次

はじめに

1 地域主導による復興に向けた条件整備

- (1) 地域主権改革の流れ
- (2) 復興基本法の制定と復興基本方針

2 地域を起点とした水産業の復興

- (1) 中央主導による復旧事業の限界
- (2) 迅速性と柔軟性を要する水産業復旧
- (3) 市町村計画と水産業の復興

3 水産業の本格的復興に向けた枠組み強化

- (1) 国と地方の政策目標の共有

- (2) 復興基金の創設と基金事業の強化

- (3) 復興特区制度の改善

4 地域主導に向けての漁協の役割

- (1) 漁業者のなりわいの再生
- (2) 共助の拠点としての漁協の復旧
- (3) 地域の結束と共同

おわりに

はじめに

東日本大震災は、多くの人命を奪うとともに、被災地域に甚大な被害をもたらした。特に、三陸を中心とする沿岸地域の漁業や漁村は、壊滅的な被害を受けた。東日本大震災からの復旧・復興に向けて、水産分野において取り組むべき課題は、山積している。

政府は、5年間の集中復興期間に、少なくとも19兆円の予算を見込み、最優先の政策課題として取り組む方針である。震災で多大な被害を受けた水産業の復旧・復興に向けて、水産政策の重要性が一段と増している。

こうした中で、東日本大震災からの復興政策においては、地域主導による震災復興の動向が注目されており、漁業・漁村の復興への影響も大きい。これは、本格的な復興に向けた取り組みを進める上で、被災自治体の主体性と裁量を重視する方式で、特

に、復興交付金や復興基金、復興特区制度の動向が焦点になっている。

地域主導による震災からの復興は、民主党が掲げた地域主権改革の流れに位置付けられる政策であり、様々な条件整備を前提とする。中長期的な水産政策の展開方向として、被災地の水産業の復旧・復興が重要な課題となる中で、本稿では、地域主導による漁業・漁村の復興について考えてみたい。

1 地域主導による復興に向けた条件整備

(1) 地域主権改革の流れ

政府は、住民に近い行政を、できるだけ地方自治体に委ねることを基本に、地方分権改革を進めてきた。2006年に地方分権改革推進法が施行され、また内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され（07年4月）、国と地方の役割分担について検討が進められた。

政権交代により民主党政権が誕生し、民

主党は、地域主権改革を最重点課題の一つに掲げた。地域主権の確立に向けて、いわゆる「ひもつき補助金」の問題が主要な論点となり、一括交付金化の方向が示された^(注1)。

住民が求める地域主権を早期に確立する観点から、内閣府に地域主権戦略会議が設置され、地域主権戦略大綱が閣議決定された(10年6月)。これを受けて、地方が自由に使える一括交付金の制度設計が検討され、11年度以降段階的に実施されることになった(第1図)。

11年度の概算要求における一括交付金化の基本的な考え方は、「一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する」というものであった。しかし現実はどうかという点、地域の自由裁量を拡大するための予算として、5,120億円の地域自主戦

略交付金が措置されたに過ぎなかった。水産関係では、農山漁村地域整備交付金の一部が地域自主戦略交付金に繰入れられている。さらに、災害復旧、国家補償的性格の補助金など、施策の重要性や特殊性に基づくものは、一括交付金化の対象外とされた。

(注1) 民主党政権集INDEX2009では、補助金等を基本的に地方が自由に使える一括交付金に改め、「ひもつき補助金廃止法」を成立させるとした。

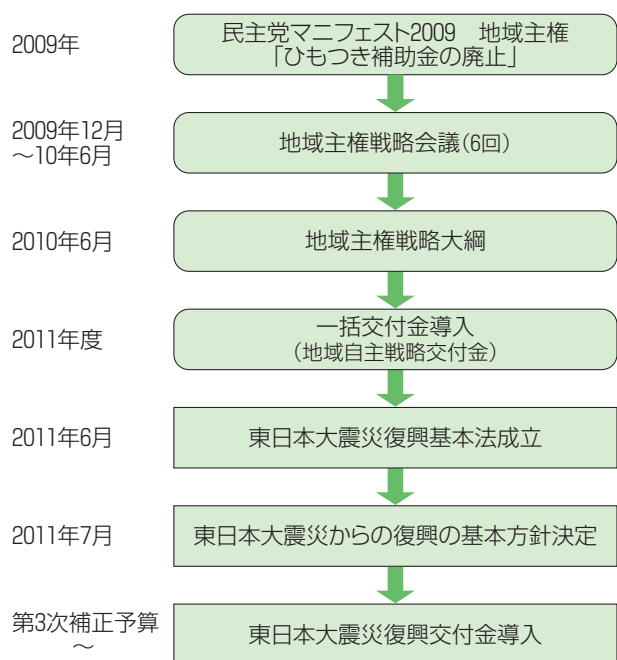
(2) 復興基本法の制定と復興基本方針

11年6月に、東日本大震災復興基本法が成立した。これにより、復興の基本理念と国の責務が明記され、行政組織として復興庁の設置に関する方針が定められた。復興基本法の制定により、復興のための資金の確保に一定の指針が示された。震災復興が政府の最優先の政策課題に位置付けられ、復興債の発行が基本法に明記されたことから、復旧・復興に必要な予算は、優先して措置されることになった。復興予算は、他の予算と切り離し、復旧・復興枠という形で別枠管理される。

政府は、復興基本法の成立を受けて、翌7月に「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」)を決定した。復興基本方針において、地域主権に関わるポイントは、使い勝手のよい交付金と復興特区制度の創設である。

使い勝手のよい交付金は、地方自治体が自ら策定する復興プランに基づき、復興に必要な各種施策の展開を可能にするものである。復興特区制度は、地方自治体の裁量権を拡大し、地域のニーズにあった復興を

第1図 民主党政権下における一括交付金化の流れ



資料 内閣府HPから作成

実現していくための、制度的前提を整備しようというものである。

例えば、岩手県では、復旧のために国庫補助率の引き上げや対象の拡大、採択基準の弾力化、地方負担に対する財源措置の充実を要望した。併せて地方の創意工夫が発揮できる自由度の高い一括交付金の創設と復興特区制度の早期実現を要請してきた。震災復興は、被災者の視点にたって地域の実情に応じて進める必要があり、地域主導の本旨も、地域の裁量を拡大させようというものであった。

2 地域を起点とした水産業の復興

(1) 中央主導による復旧事業の限界

5月2日に、「平成23年度補正予算（第1号）」いわゆる第1次補正予算が成立した。しかし、被災地からは、早期復旧のための緊急措置が不可欠だという意見が相次ぎ、第2次補正予算以降の予算措置に対する要望が強く出された。^(注2)

国の復旧事業は、法令や要綱・要領を基本に実施される。しかし、制度の未整備や法的根拠の制約、事業の要件が明確でなかったために、被災地が真に必要な復旧対策という点で課題を残した。また、予算措置がなされても執行が遅れたり、縦割り行政の弊害も目立った（第1表）。

例えば、被災地域では、当面の生活を維持するための雇用の確保が大きな課題になっていた。政府は、雇用問題への取り組みと

第1表 水産業の震災復旧における既存制度の問題点

既存制度の一般的課題	水産業の震災復旧における主な問題点
補助対象・要件の一律性	特に、水産都市地域と純漁村地域の違いが考慮されていない。
年度内事業費執行	被害が大きく、年度内の完成が困難なので、事業への申請を見送らざるを得なかった。
他事業との連携	漁業、流通・加工業の一体的復旧や雇用対策は、縦割り行政の弊害があった。
個別措置の雇用対策	被災地漁業者の雇用対策を、幾つもの事業をつないで実施しなければならなかった。
国の事業採択	事前着工だと事業の対象にならず、養殖施設の整備や共同利用施設の復旧に遅れがでた。
市町村・事業主体の負担	緊急性や被災者の要望が強く、自治体独自で実施しなければならぬ事業の負担が大きい。

資料 現地ヒアリングから作成

して、東日本大震災に対応した雇用創出基金事業での対応をはかった。しかし、実際に家族や住居を失い、震災で職を失った被災者が、優先的に雇用の対象になったわけではない。被災者には漁業者が多かったが、漁業者や自営業者には失業保険がない。その意味で、被災者に対応する対策が不十分と言わざるを得なかった。

水産関係では、海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援の一部が、雇用対策にあてられた。海に流出した災害廃棄物は大量にあり、漁業や養殖業の復旧に大きな障害となった。漁場回復活動による漁業者グループへの助成は、12,100円／1日・1人であり、漁業者の当面の収入確保に大きな意味をもつものであった。漁場回復活動などで得る日当は、漁業再建への足がかりになるものであったが、わずかに123億円が措置されたにすぎなかった。

また、事業は措置されても、地元の雇用や受注につながらないという状況が、被災地の各地で生じた。^(注3)法令や要綱・要領に縛られた予算の執行では、非常時に必要とされる優先課題に対処できず、被災者が喫緊に必要な対策に限界があることを示した。

(注2) JF全漁連(2011)も、「第1次補正予算の事業効果が実感できる状況にはない」とした上で、第2次補正予算以降に実施されるべき具体的復興策を提言した。

(注3) 誰のための震災復興かということは、震災の都度、繰り返えされてきた課題であり、地域の裁量を拡大する施策の背景にある。

(2) 迅速性と柔軟性を要する水産業復旧

水産政策の一環として実施する災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(以下「暫定措置法」)や激甚災害法が主な根拠となっている。しかし、暫定措置法の改正を前提としない限り、災害復旧事業の対象には大きな制約がある。

例えば、漁業の復旧にとって、流通・加工業を含めた関連産業の復旧も重要な課題

である。しかし、水産加工業は暫定措置法に定める対象から外れるものが多い。このため、水産加工業の復旧は、中小企業政策としての中小企業等復旧・復興支援事業などの施策に依存せざるを得ず、事業の認定にも、かなり地域的に差がでた。

具体的には、宮城県の石巻市や気仙沼市等の代表的な水産都市で当該事業の申請の認可が得られず、復旧に着手できなかった。水産都市における水産加工業は、漁業や地域経済、雇用にも重要な役割を果たしており、水産業復旧の大きなネックになっている。地域の被災状況の差が大きいため、11年度に予算化された事業でも、年度内実施が困難で申請を見送らざるをえないという状況もでた。

また、第3次補正予算の遅れに象徴されるように、対策の遅れは漁業者等の再建に致命的な影響を及ぼしている。漁業や養殖業は、時期を逸すれば1年が無駄になり、復旧の遅れは、漁業再開への意欲を失うことになる(第2表)。事業メニューが示され

第2表 岩手県3号補正予算で早期予算化が必要とされた水産関連事業

(単位 億円)

目的	事業名	事業費	市町村事業	事業実施主体
養殖業の再開	養殖用種苗供給事業	4.6	有	漁協
種苗生産の再開	水産技術センター施設災害復旧事業	0.6	無	県
水産施設の整備	水産業経営基盤復旧支援事業	59.3	有	漁協、漁連、市町村
	採介藻漁業復旧緊急支援事業	1.0	有	漁協
流通・加工対策	製氷保管施設早期復旧支援事業	31.1	有	漁協等
	水産団体機能回復支援事業	0.4	有	加工協、漁連、内水面等
漁業者支援	いわての漁業復旧支援事業	7.5	無	県
漁協の再建	漁業協同組合等機能回復支援事業	0.7	有	漁協、県漁連
漁港等の整備	県単独漁港災害復旧事業	23.4	無	県

資料 岩手県「平成23年度一般会計補正予算概要」等から作成

ても、事業要件が不明確で、現場は混乱し、使うに使えないという状況が少なからず存在した。例えば、カキ養殖などへの適用が期待される養殖業復興支援事業は、第3次補正予算を待たなければならない状況である。このため、既に再開を断念した養殖業者もでている。地方自治体の裁量で実施できれば、復旧対策の効果も違ったものになったとみられる。

(3) 市町村計画と水産業の復興

市町村の復興計画は、地域主導による震災復興の基盤となるもので、今後の水産業の復興における役割も大きい。復興計画の策定は、地域が必要とする事業を、地域から積み上げていくという方式をとっている。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では、17市町が復興計画の策定に取り組んでおり、年内策定を目指している。各市町村では、住民アンケートや地域別の意見交換会、ワークショップなどの手法で住民の意向把握に努め、地域を起点とした復興計画の策定を進めている。

市町村の震災復興計画では、既に、策定され公表された計画がでてきた。市町村計画の大きな特徴は、津波被害を受けた地域が沿岸地域に集中していたため、産業、特に水産業の復興と災害に強いまちづくりに重点を置いている点である。

例えば、岩手県では、久慈市が復興のモデル地域としての役割を果たすとして、他の市町村に先駆けて7月に復興計画を策定した。計画期間は10年間で、復旧期（11年

度～13年度）、復興期（13年度～16年度）、飛躍期（15年度～20年度）の3期（年度の重複有）に分け、久慈市総合計画後期基本計画との整合性をはかる計画となっている。

復興の実現をはかるため、計画を先導する5つのプロジェクトを設定する体系をとっている。このうち水産業の復興では、甚大な被害を受けた水産業を立て直し、食料供給基地としての役割を担える町を目指すとしている。このために、水産施設等の再建や漁船・漁具の整備、つくり育てる漁業の推進、漁港等の整備について事業の具体的な内容と実施期間を示している。久慈市の位置する三陸の沿岸地域では水産業が基幹産業であり、水産業の復興がなければ地域の復興は考えられない。

また、防災拠点都市としての機能を整備し、他地域のモデル地区を担えるまちを目指すとともに、原発問題もあって、再生可能エネルギー等の活用・供給拠点を計画の重点に置いているのが特徴である。

3 水産業の本格的復興に向けた枠組み強化

(1) 国と地方の政策目標の共有

a 国庫補助事業の役割

水産関連事業は、国の直轄事業が少なく、地方自治体への委託事業の割合が大きいという特徴がある。このため、用途を特定した形での特定補助金が主体を占めている。特に震災復旧にかかる事業メニューは、多くが特定補助金の形態をとっている。

水産関係は、従来から国と地方が政策目標を共有した施策の推進をおこなってきており、水産政策の執行に特定補助金が有効に機能してきた。具体的には、国庫補助事業をベースに、県および市町村が政策目標を共有する事業を予算化する方式である。これによって、事業主体の負担を減らすという効果を発揮してきた（第3表）。

特に、復旧の基幹となる事業は、予算規模も大きく根拠法の裏付けが必要で、国の要綱・要領に基づいて実施することになる。震災対応についても、特定補助金の役割は極めて大きいのである。

例えば、岩手県では、被災者支援を目的とした2号補正に続いて、水産業や商工業などの産業の復旧を目的とした3号補正予算を可決した（11年6月）。なりわいの再生に1,216億円が計上され、このうち水産業支援に792億円が手当てされた。この予算案の特徴は、国の第1次補正予算に対応するものの他に、不足部分に踏み込んで編成した画期的なものである。しかし、国庫補助

事業が基幹となっていることは認識しておかなければならない。

12年度当初予算における水産関連の復旧・復興枠要求額は、水産予算概算要求として、従来どおり水産予算の中に置かれている。国と地方が政策目標を共有した施策は、水産政策の基軸にあり、地域主導の施策との補完関係が重要である。

b 復興交付金の役割

政府は、復興基本方針で使い勝手のよい交付金等の創設を明記し、第3次補正予算から、復興交付金という形で一部導入する。復興交付金は、本来、被災自治体が自らの復興計画のもとに進める地域づくりに必要な事業に交付されるべきものである。特に、震災の被害の大きかった沿岸部においては、復興交付金が、本格的復興に向けて、役割を増すものとみられる。

地域主導による水産業の本格的復興を成し遂げる上では、復興交付金の役割は大きい。復興交付金は、復興庁設置法案が可決

第3表 国の第1次補正予算と岩手県の3号補正予算の対応関係

(単位 億円)

国の第1次補正予算		岩手県の3号補正予算		
事業名	予算額	事業名	事業費	国の負担割合
漁港関係等災害復旧事業	250	漁港災害復旧事業	175.2	8.5/10
水産基盤復旧復興対策	55	漁港関係災害関連事業	5.7	8~9/10
漁場復旧対策支援事業	123	漁場復旧対策支援事業	3.1	8/10
		同（がれき撤去に係る漁業者雇用）	3.9	8/10
共同利用漁船等復旧支援対策事業	274	共同利用漁船等復旧支援対策事業	285.2	1/3
養殖施設復旧支援対策事業	267	水産養殖施設災害復旧事業	9.7	9/10
		さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業	24.1	2/3
水産業共同利用施設復旧支援事業	18	水産業共同利用施設復旧支援事業	15.5	2/3

資料 岩手県「平成23年度一般会計補正予算概要」等から作成

されれば、岩手、宮城、福島の3県に設置される復興局を通じ、被災自治体に交付される見込みである。

復興交付金を、どういう基準で被災自治体に配分するかは、利害調整がむずかしい課題である。内閣府は、第3次補正予算の要求にあたって、被災地自治体から復興事業に必要な交付金の要求額をまとめるという手法をとった。復興交付金化する事業は、自治体からの要望をとりまとめ、政府がメニューとして示すメニュー型交付金^(注4)を採用した。

10月28日に閣議決定した復興特別区域法案では、復興交付金の法的根拠を復興特別区域法におき、復興特区計画（法案では復興推進計画）の認定を前提するものになっている。5省40事業メニューの交付金化を予定しており、むしろ「ひもつき補助金」の性格を強める内容になっている。これは、被災地の期待と別の方向に進む可能性もあり、復興交付金の本来のあり方への原点回帰が望まれる。

(注4) 関西学院大学(2010)では、復興交付金制度の創設について提言し、復興交付金の類型として大交付金型とメニュー型交付金をあげていた。

(2) 復興基金の創設と基金事業の強化

政府は、復興基本方針において、基金設置についても前向きの姿勢を示した。基本方針では、「地域において、基金設置等により制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となるよう資金を確保できるよう、必要な支援を実施する」としている。基金による事業の特徴は、必要な事業の柔

軟な実施が可能な点である。さらに複数年に渡って事業の継続性が確保できることから、計画的な対応ができる点である。

a 宮城県の東日本大震災復興基金

宮城県は、他県に先駆け、東日本大震災復興基金条例を制定した(11年8月)。8月の補正予算に併せて、国庫補助金の対象にならない事業や、既存制度では負担が大きい支援事業などに充当するため基金を設立した(第4表)。

基金の規模は、当初約160億円で、財源は国の特別交付税や寄附金、助成金の一部を充当する。設置期間は21年10月までの期間で、議会の議決を経て基金の造成等をはかっていく。9月の特別交付税交付に続き、12月に震災特別交付税が予定されており、基金事業への活用が期待される。特別交付税は、普通交付税では措置されない、個別、

第4表 宮城県の東日本大震災復興基金の概要

根拠・法令	宮城県条例第99号、地方自治法第241条
設置期間	2021年10月31日まで(10年+6カ月)
設置者	宮城県
形態	取り崩し型
基金の造成(税源)	特別交付税 寄附金(一般寄附金・ふるさと納税) 助成金
基金への繰入	議会での予算の議決による
基金事業	議会で議決(被災者の生活支援、農林水産業支援など)
基金事業の対象	既存制度の対象にならない支援事業 既存制度の対象になるが、負担が大きい支援事業
基金の規模	議会で議決
決算報告	年1回(9月議会、地方自治法第233条による)

資料 宮城県でのヒアリングから作成

緊急の財政需要に対応する財源不足額に対し交付される交付税である。

宮城県での復興基金の設立を受けて、福島県、岩手県でも基金設立が検討されている。^(注5)さらに、宮城県の亘理町や南三陸町が条例に基づく復興基金を既に設立しており、市町村での基金設立の動きも急速に進展するとみられる。

(注5) 福島県、岩手県は、政府の第3次補正予算の成立後、12月の議会に県の条例に基づく取り崩し型の基金設立を上程する予定である。仕組みは宮城県とほぼ同様である。

b 地域の特徴に応じた復興基金

過去の復興基金において、水産業の復興に効果が高かったのは、「奥尻町南西沖地震災害復興基金」である。奥尻町における漁業・漁村の復興において、基金事業が効果を発揮した。被災の規模が地域によって異なり、被災者の要望を組み入れやすいことから、市町村が単独で設置主体となり、設置方法については、条例方式をとっている。条例方式は、被災市町村の行政施策との整合性がはかりやすく、設置が簡便であるなどの面で優れている。地域住民の声の反映は、地域の代表である議会の本来機能であり、条例による基金設置という方式が採用された。^(注6)

基金の支援事業は、支援事業をすべて基金で充てるのではなく、国や道の補助金や起債などの既存制度を活用し、不足分に基金を充当する方式をとっている。また、国や道等の事業・補助金の適用が受けられないものに対して、基金の支援事業が適用さ

れている。

震災復興における現場のニーズは、多様であり、支援事業にも特徴がある。過去の復興基金は、震災地域や被害状況、復興の重点等によって、内容に幅がある。

例えば、中越地震は、中山間地域の条件不利地域を襲った災害であり、ここでの復興基金は、集落や地域団体等の活動に対する支援を特徴とした。この基金の地域コミュニティ再建事業は、集落の再生と復興に向けた実践活動支援や高齢者対策などを対象とした支援事業である。地域コミュニティの中での癒しが被災者の活力になったり、将来に対する展望につながる^(注7)としている。

東日本大震災の被災地には条件不利地域が多く、復興に向けて高齢者対策や過疎対策といった視点が重要になる。その意味でも、復興基金による支援事業は、地域の特徴を反映した地域独自の取組みを展開する基盤となるものである。

(注6) 北海道企画振興部（1995）による。また、尾中（2011）では、奥尻町の復興のポイントの1つが復興基金であり、復興への意欲につながったことを論じている。

(注7) 内閣府（2008）では、中越地震での復興基金事業は中山間地域における復旧・復興対策の大きな教訓となり、中山間地域型の復旧・復興対策の提案をおこなっている。

(3) 復興特区制度の改善

a 復興特区制度の特徴

特区制度については、小泉構造改革による構造改革特区が、一般に認識されている。構造改革特区は、02年に成立した構造改革特別区域法により特区認定が行われ、

規制緩和という特徴を持つ。民主党政権では、新成長戦略に基づいて、国際戦略と地域活性化の2つの観点から総合特区制度が構想され、11年6月に総合特別区域法案を成立させている。

復興特区制度は、税制や財政上の措置まで踏み込んだ特区の設立をめざすものである。特区の本来の役割は、行政手続に係る負担を軽減し、地域が柔軟に対応できる余地を広げる意味合いがある。^(注8)地域主導の復興・復興を進めるうえで、復興交付金とも密接に関連している。地域の裁量を広げようとするれば、既存の法規制が障害になるのである。

政府は、復興特別区域法案を上程し、復興特区制度の制度化をはかっている。復興特別区域法案の基本的考え方では、復興特別区域法の財政的特例として復興交付金を位置付けていることに特徴がある。これは、復興交付金の配分とも密接に関連しており、復興推進計画の認定を前提としようとする考え方である。

市町村事業を基本に、復興を進めていくためには、復興特区制度自体は、むしろ必要になる。復興特区制度は、地域の裁量を拡大させるための制度的前提となるもので、地域が真に必要なとする制度となるよう改善していく必要がある。

(注8) 日出(2011)では、復興には被災市町村の役割が大きく、まちづくりには土地利用調整がつきもので、法制上の権限を市町村長に認め、地域計画のアウトラインを速やかに描いてもらうのが特区の本旨であるべきと論じている。

b 水産業特区の課題

水産業特区については、宮城県の水産特区が喧伝され、漁業者の激しい反発をかった。これは、漁業者が生計を維持していくための漁業権に触れたもので、被災した漁業者の心情からみれば、とうてい受け入れられないものである。^(注9)

漁業を営む法人経営体の経営も非常に厳しく(第5表)、企業は、むしろ漁業から撤退してきた経緯がある。^(注10)漁業権の免許に関する特例が、水産業の再生に結びつくとは考えにくい。今後、国と地方の協議機関を設け、特区制度の改善をはかることになっており、現実を踏まえた制度の改善を望みたい。

復興推進計画は、政府が定める復興特別区域基本方針を前提とし、地方自治体の首長の裁量権が強くなるとみられる。このため、首長の意向によっては、漁業者の現実とのギャップが大きくなるという事態も生じる。自治体の首長の裁量権を牽制するには、特に議会の役割が重要になる。

水産業特区については、地域主導の復興

**第5表 会社経営体(漁船漁業)の財務状況
(全国の経営体平均)**

(単位 百万円)				
	06年度	07	08	09
固定負債	171	163	172	160
流動負債	248	230	234	204
負債計	419	393	406	364
自己資本	▲20	▲27	▲27	▲16
漁労収入	290	309	330	287
漁労利益	▲9	▲4	▲5	▲17
経常利益	7	9	7	▲2

資料 農林水産省『漁業経営調査報告』から作成

旧・復興を前進させるという観点に立てば、岩手県における漁業再生特区の提案を基準にするのが実態に沿うものであろう。岩手県における復興特区については、6月4日の復興構想会議において、達増知事が資料提供し、13日に公表した。7つの特区で構成されているが、財源問題と併せて、税制や金融面も含め、制度面の規制緩和を求めていることに特徴がある。

(注9) 宮城県の水産特区の評価については、漁業権についての理解が前提になければならない。加瀬(2011)は、漁業権の役割に基づいた代表的な論評である。

(注10) 宮城県における養殖業への代表的な企業参入事例である銀鮭養殖では、旧二子口、マルハの撤退に続き、日本水産も撤退の方向である。

c 水産都市や漁村の復興と特区制度

岩手県の漁業再生特区では、県内の水産業の特徴を踏まえて、漁業と流通加工団地、漁港に関する制度のイメージを提案していた(第6表)。例えば、水産都市の復興には、特区制度を活用した流通加工団地の再生が前提となる。水産関係の復興も、水産関係法制に従って対策を実施することになるが、現在の水産関係法制の枠組みでは、水産都市の復興には一定の限界があるためである。

また、漁村の復旧には、漁港の復旧や住宅地の集団移転が大きな課題となる。漁港の整備は、漁港漁場整備法を根拠法として、農林水産大臣が基本方針を定め、漁港漁場整備長期計画を策定し閣議決定する仕組みになっている。沿岸地域にある漁港は、市町村長が指定する第1種漁港が多い。震

第6表 岩手県による漁業再生特区の提案

漁業特区	
復興事業にかかる特例措置	全面的支援、補助要件の緩和、遡及措置の適用、既往債務の解消
漁船建造・改造の許可事務の簡素化	県知事の代行許可
流通・加工特区	
土地利用規制の除外	地盤沈下区域の用地取得について、土地利用規制に関する法令の除外
地盤沈下区域の用地の有効利用	国が地盤沈下区域の土地を買上げ、水産関連施設用地として嵩上げ整備し利用者に無償貸出
漁港特区	
漁港施設等の復旧・復興に必要な手続き等の規制緩和	漁港区域の変更、漁港施設等の財産処分の手続き等
水産関係多機能施設整備に係る補助事業の創設	津波防災機能を兼ね備えた水産関係多機能施設の補助事業創設
特徴	・複数の規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に実施 ・被災地、地盤沈下地域等要件を満たす地域を限定

資料 岩手県「岩手復興特区 V 漁業再生特区」から作成

災で多くの漁港が被害を受け、漁港の整備は、市町村にとって優先順位の高い課題なのである。

さらに、被災者の居住地確保を支援する防災集団移転促進事業や土地利用再編の課題がある。防災集団移転促進事業は、漁村の復興に向けて影響が大きく、第3次補正で事業費全額が国庫負担となる見込みである。

今後、漁村地域における再生可能エネルギー等を活用したスマートビレッジ構想や自然との共生をはかるエコタウン構想の進展が予想され、復興特区をめぐる動きが加速化するとみられる。

(注11) 被災地の町(村)づくりに先駆的に導入し、被災地復興の重点策と位置付ける自治体が多い。

4 地域主導に向けての漁協の役割

(1) 漁業者のなりわいの再生

被災地域の多くは、ワカメやカキ等の養殖、採介藻漁業、定置網漁業等に適した漁場を有している。地域の基幹産業は漁業であり、漁業の復興なくして地域の再生はなく、漁業者のなりわいをいかに確保していくかが大きな課題である。被災地の漁協では、組合員の漁業再開支援を最重点課題とし、養殖の再開、アワビ、ウニ等の採取、定置網漁業の復旧を急いでいる。

養殖が再開できれば、漁協は、収入源を失った漁業者に対し、生活費の前渡しが可能になる。養殖による水揚げを見合いに、前渡生活費を支給できれば、漁業者の生活再建の足がかりとすることができる。

漁協では、小型漁船を確保し、養殖組合や養殖班を編成し、確保した漁船を共同利用する取組みを進めている。さらに、養殖漁場の調整の課題もあり、共同利用養殖施設として復旧をはかり、養殖班を単位として共同経営による再開をはかっている。しかし、漁業・養殖業の本格的復興までには期間を要する。

被災した漁業者のなりわいの再生をはかるためには、公的な支援の枠組みが不可欠であるが、漁業の現場において漁業者の復興の主体となってい

るのは漁協であり、地域における漁協の役割は一段と重要になっている。^(注12)

(注12) NHK総合テレビ9月6日放映「豊稷の海よ蘇れ」は、漁業復興に向け、漁協の役割を取材した優れた番組である。また、農林中金総合研究所HPでは、『東日本大震災復興に向けて』のコーナーで、震災復興に向けた漁協の取組み等を紹介している。

(2) 共助の拠点としての漁協の復旧

地域主導の復興を実現するためには、漁協の役割発揮が重要な要素であり、その前提となる漁協の機能回復が不可欠である。しかし、被災した漁協の被害は甚大であり、漁協の復旧には相当の期間がかかるとみられる。

漁協は、漁業者等の意見をまとめて、漁村地域全体の総意を形成する役割を担っている(第7表)。地域の様々な意見の相違を調整し、地域が納得できる具体策をまとめ実行してきた。その意味で、漁村における復興計画策定の中核にあるともいえる。

また、漁協の共同利用施設は、漁業者の営漁を支える共助の拠点である。製氷施設や冷凍・冷蔵庫、産地市場や荷捌所、加工処理施設等は、地域の営漁を支える基盤である。三陸の沿岸地域は、採介藻漁業や、養殖業を主体として漁業が営まれて、漁協

第7表 漁業管理組織の運営主体

	漁業管理組織の運営主体				参加 経営体数	漁協 組合員数	漁業 就業者数
	合計	漁協単一	漁協 連合会	漁協組織			
岩手県	52	21	5	26	14,277	13,951	9,948
宮城県	51	20	3	28	8,347	10,805	9,753
福島県	32	1	1	30	1,076	1,705	1,743

資料 『2008年漁業センサス』・『漁業協同組合統計表』から作成

は、ウニ・アワビ等の磯根資源の増殖、サケの孵化、種苗生産など漁業資源の涵養にも積極的に対応してきた。漁業・養殖業の復興には、漁協の共同利用施設の復旧を急ぐ必要がある。

暫定措置法では、漁業者や漁協の共同利用施設（産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、漁船を含む水産業機具、製氷冷凍冷蔵施設等）は復旧の対象となり、補正予算でも支援事業が措置された。問題は漁協の経営基盤や機能回復を支援する措置である。特に、被災漁業者の共同利用を担うのは漁協である。被災した漁協は、一時的に経営収支の悪化が想定されることから、漁協に対する特別措置や規制の特例も視野に入れるべき課題である。

(3) 地域の結束と共同

漁村集落と漁協は密接不可分であり、被災地域では沿岸漁業を柱として、ともに漁村を支えてきた。集落の移転についても、高所移転については賛否両論がある。前浜の近くに住居を構えたいという漁業者も多い。漁村住民の総意をどう形にするかである。地域主導の復興政策を実現するためには、具体的な復興計画を形にする地域の結束がポイントになる。

また、漁村の復興には、漁港の復旧による漁村集落の再生が必要になる。漁業者にとっては、漁業と漁村集落に必要な漁港が整備されることが大事である。震災で多くの漁港が被害を受け、漁港は集約化の方向が示されている。しかし集約化は、共同体

を形成している漁村集落に大きな影響を及ぼすことになる。^(注13)現場の要望や漁業者の意思をまとめるのも漁協の役割である。

さらに、地域をまとめ、実行する組織や人材が不可欠である。復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるためには、市町村と漁協との連携を一層強化し、地域の人材を結集して難局に対処していかなければならない。漁協の組合員組織のまとめ役は、集落のまとめ役でもある。漁村集落の再生には住民参加型の手法がとられる。これには、地域のまとめ役が重要な役割を果たすことになる。

地域主導の手法は、単に市町村や県に要望するという従来のプロセスとは異なり、漁村集落再生のビジョンを提案し、復興を実際に進めていく地域力が必要になる。これには、市町村や地域の団体を含め、被災者の声を計画という形にし、実行していく機能の充実が求められる。復興という大きな目標のために、地域が結束し、地域主導の復旧・復興を軌道に乗せる必要がある。

(注13) 復興におけるコミュニティの視点の欠如については、出村（2011）の指摘するところである。

おわりに

東日本大震災の復興対策においては、被災地の視点にたった復興を進める観点から、地域の裁量を拡大する地域主導が志向されてきた。特に、復興交付金の創設や復興基金、復興特区制度は、本来、被災自治体の主体性と法的規制の緩和を前提にする

もので、地域主導に道を開くものであった。

復興交付金や復興特区制度は、地方分権改革の流れにあり、民主党政権が掲げた地域主権を具現化するものでもある。しかし、復興交付金の法的根拠を復興特別区域法におき、メニュー選択型交付金とすることで、地域にとっては使い勝手の悪い交付金になる可能性もある。今後の運用が見えない段階であるが、被災地では既に失望感もでており、地域主導の原点が貫かれるか注視していく必要がある。

一方で、水産政策は、国、県、市町村が政策目標を共有し、国の補助事業として施策が組み込まれてきた歴史がある。被災地域の多くは沿岸地区に集中し、水産業の復興なくして地域の復興はない。漁業・漁村の復興には、むしろ現行水産関連法制を基盤とする施策の役割も大きいものがある。特に、今後の復旧に相当な期間を要するとみられ、これまで蓄積された経験や専門性が活かされる局面である。

重要なのは、被災者の立場にたって、復旧、復興を如何に迅速かつ円滑に進めるかという点である。このためには、総力をあげて復興に取り組むことが被災者の心情に応える道である。地域主導による復興の本

旨も、被災者と被災地域のための仕組みを目指すものであり、原点に立ち返った制度の構築を望みたい。

漁協は、地域における共助の拠点であり、地域の意思を集約する機関として、漁協の果たすべき役割は大きい。地域主導による漁業・漁村の復興を軌道に乗せるには、地域の結束と漁協の役割発揮が不可欠である。漁村の復興というのは、漁村を愛する人たちが主体になるべきものであり、真の意味での地域主導が前進することを期待したい。

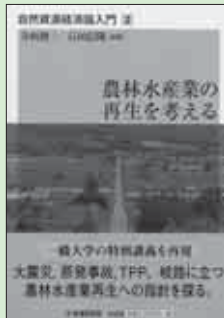
<参考文献>

- ・JF全漁連（2011）『東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復興・再生に向けた有識者検討委員会中間報告書』
- ・尾中謙治（2011）「北海道奥尻町における水産業の復興」『農林金融』8月号
- ・加瀬和俊（2011）「漁業権「開放」は日本漁業をどう変えるか」『世界』10月号
- ・関西学院大学災害復興制度研究所（2010）「提案：災害復興事業の一手法」『災害復興研究』Vol.2
- ・出村雅晴（2011）「東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題」『農林金融』8月号
- ・内閣府（2008）『新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書』
- ・日出英輔（2011）「被災地復興への道筋」『日出りポート』NO.10
- ・北海道企画振興部（1995）『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』

（このす ただし）



発刊のお知らせ



自然資源経済論入門2 農林水産業の再生を考える

寺西俊一・石田信隆編著

A5判324頁 定価3,150円（税込）（株）中央経済社

農林中央金庫は2009年度から一橋大学で、自然資源に依存する農林水産業と地域社会の持続可能な発展を考える寄附講義「自然資源経済論」プロジェクトを実施している。本書はシリーズ第2巻として、2010年度における各界専門家による講義内容を収録したものである。あわせて、東日本大震災からの復興・再生に関する序章を緊急執筆して加えた。

目 次

序 章 東日本大震災と農林水産業の復興・再生／寺西俊一・石田信隆

第Ⅰ部 農業・農村の再生に向けて

（農業の今日的意義と日本農業再生への課題／祖田修，農業・農政のあり方を考える／生源寺眞一，WTO・FTA・TPPと農業／石田信隆）

第Ⅱ部 海外における農林政策の動向

（EUの農政改革と農業環境政策／石井圭一，ヨーロッパの森林政策と日本の課題／石井寛，新興国経済における農業・バイオ燃料－ブラジルにおける事例－／佐野聖香）

第Ⅲ部 生態系保全と自然資源の管理・利用

（生態系保全と自然資源管理をめぐる諸問題／松田裕之，水産資源の管理と利用を考える／山下東子，生態系サービスの経済的評価／栗山浩一）

第Ⅳ部 自然資源経済をめぐる課題と展望

（自然資源ガバナンス論へのアプローチ－森林コモンズから考える－／井上真，自然資源経済と物質循環－日本におけるバイオマス利用の可能性と現実－／山下英俊，自然資源経済と国際貿易－理論と政策に関する諸論点－／山川俊和）

購入申込先……………（株）中央経済社

TEL 03-3293-3381（営業部）

お問い合わせ……………（株）農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700（代表）



国際協同組合年に向けて —協同組合企業はよりよい世界をつくる—

国連総会は、2012年を「国際協同組合年」とする総会宣言を採択しました。国連総会は、協同組合が特に貧困の削減、雇用創出、社会の統合に影響を及ぼしていることを認め、協同組合の社会経済発展に対する貢献を強調しています。国際協同組合年の主な目的は、協同組合そのものと、その社会経済発展への貢献について国民の意識を高め、各国政府が協同組合の設立、成長、安定につながる政策や法律、規制を確立するよう促進することです。

国際協同組合年は、世界中の協同組合セクターにとって、そして特に協同組合銀行にとっては大きな好機です。最初の協同組合の設立から1世紀以上が経過しましたが、一般の人々や、政策決定者、規制決定者が協同組合のビジネスモデルを十分理解しているとはいえません。したがって、協同組合は事業ベースの成功した価値観なのだと指摘したり、協同組合は民間企業であること、例えば、財やサービスの創造に価値を付け加えるために資源を利用する組織なのだということを説明したりすることは、依然として意味のあることです。協同組合の特別な価値は、長期的に関係性を築いて維持する特性に基づいていることを教えることも重要です。コーポレートガバナンスもまた協同組合の優れた特徴です。主要な原則である「一人一票」は「一株一票」の原則とは正反対であり、協同組合では各組合員は出資数に関係なく等しい投票権を持つのです。

政府と共同して、21世紀の協同組合にとってのリスクと好機について意見交換をする場を、国際協同組合年は提供するでしょう。いくつかの国、そして国連のレベルでは、手頃な資金への容易なアクセス、持続可能な生産技術の採用、マーケティングメカニズムの強化や経済活動における女性の参加への支援を通じた農業協同組合の成長についての議論が行われています。

国際協同組合年を契機に、法制はすべての種類の事業モデルに適合することはできないということを規制者に納得させなければなりません。そして多様性が促進されるべきです。

協同組合という形態は、固有の強みと弱みを有しつつも、近代経済に適合し続けています。金融・経済危機によって、事業を遂行する方法や企業の社会的責任、特に金融・銀行産業における社会的責任について、多くの問題が提起されました。協同組合銀行は回復力があり堅固な金融機関であり、資本水準が高い一方で、過剰なリスクをとろうとするインセンティブが相対的に低いのです。そして、効率的なネットワークによる協同が、欧州、カナダ、日本における協同組合銀行の成功要因のひとつになっています。

国際協同組合年は、協同組合のビジネスモデルの連帯、自己統治、自助について立証する世界的なイベントです。先進国経済にとって、また新興国や発展途上国において、危機への解決策あるいは出口としてこうした価値感を奨励することは時宜にかなっています。危機によって、新しい考え方が活気づきますが、同時に既存の考え方が発展し、古い考え方も復活しています。それほど複雑でないモデルや、より保守的なモデルへの回帰を求める声が大きくなっています。

協同組合銀行は、貧困や金融排除と闘うために設立されてきました。不幸なことに、その闘いはまだ終わっていません。協同組合セクター、政府、そして国連は、多くの人々の状況を改善するために、協同組合の活動に参加し、協働するでしょう。国際協同組合年は、行動すること、そして協同組合と協同組合銀行の貢献を示すための強いインセンティブとなります。

欧州協同組合銀行協会は、既に、欧州レベル、そして国際レベルでの2012年の取組みを計画しています。2012年の春には、第5回の協同組合銀行会議をブリュッセルで、そして10月にはカナダのデジャルダン・グループとともに国際協同組合サミットを開催する予定です。これらの取組みは、国際協同組合年というイベントを成功させるために、協同組合銀行が積極的に関与し支援していることを示すものになるでしょう。

国際協同組合年というイベントを成功させましょう。

(欧州協同組合銀行協会(European Association of Co-operative Banks:EACB))

事務局長 エルベ・ギデ(Hervé Guider))

(本稿は、(株)農林中金総合研究所の責任において翻訳したものである。)

協同組合の新たな位置付け

—「社会的経済」としての協同組合のあり方—

取締役基礎研究部長 原 弘平

〔要 旨〕

- 1 協同組合の社会的な位置付けを歴史的に振り返ると、大きく①協同組合主義（協同組合運動創始期から1930年代前半）、②セクター論（1930年代後半から1980年頃）、③社会的経済（1980年以降）の3つの時期区分が可能となろう。①の協同組合主義の時代においては、産業革命勃興期における多くの社会問題に対し、国家全体のあり方を見直し、協同組合がその中心的部分を担うことが目標とされた。②のセクター論の時代においては、混合経済体制が確立するなかで、協同組合の役割を国家との分担関係においてどのように位置付けるかが中心的な課題となった。③の現在に至る時期においては市場原理主義的な経済運営が多く、社会問題をもたらした。それに対抗する形でNPO等の多様な市民的活動が展開されるようになり、そうした多様な市民的活動と既存の協同組合等を包含する「社会的経済」という概念への関心が高まっている。
- 2 ③期においては市場原理主義的な思想に対し、広範な社会科学の分野において批判的な研究が生じており、これらは社会的経済の位置付け、さらに社会的経済としての協同組合のあり方に対して多くの示唆に富むものである。市場原理主義に対する批判は、大きく、倫理的な側面からの批判、理論的側面からの批判、実証的研究の3つに区分される。
- 3 倫理的側面からは、市場原理主義の有する功利主義（帰結主義）、リバタリアニズム（自由至上主義）的側面に対し、サンデル等の政治哲学者から多くの批判がなされている。サンデルは、それらの価値判断が倫理的に是認し得ない結果をもたらし得ることを例証し、自らの立場としては共同体内において弁証法的に形成される「共通善」を判断の基準とすべきことを主張している。また理論的側面からは、従来の経済学における「経済人」等の非現実的前提を批判し、ゲーム理論等を応用した新制度派によって、協調行動の優位性等、社会的経済の価値を理論面から支える研究成果も多く見られる。さらに、アマルティア・センは、合理的選択理論を発展させ、パレート原理と選択の自由の両立が不可能であるという問題提起から、公共的価値の形成に向けた共同体による価値観の形成が重要であることを主張している。実証的研究分野においてもまた、共同体における人間的なつながりを示す「ソーシャルキャピタル」の重要性に関する多くの研究が展開されており、社会的経済の有効性についての実証的研究が進んでいる。
- 4 これらの研究成果は、協同組合の活動の基本は共同体意識を共有できる地域の活動であること、また共同体における意思決定は形式的な「一人一票」ではなく、そこに至る対話的な議論の過程が重要であること、さらに協同組合間連携、市民団体との連携等、広くネットワーク型の組織を指向していくことが、共同体の「閉鎖性」を克服し、社会的経済としての位置付けを確かなものにしていくうえで極めて重要であること等、農協組織に関しても多くの示唆に富むものといえよう。

目次

はじめに

1 協同組合の位置付け

2 市場原理主義への批判と社会的経済

(1) 倫理的側面からの批判

(2) 理論的側面からの批判

(3) 実証的な研究の展開

3 社会的経済としての農協

はじめに

国連は、2012年を「国際協同組合年」として位置付け、現代社会における協同組合の価値を改めて認識し、その推進が図られるべきことをうたっている。しかし、協同組合という存在を社会の中でどのように位置付けるのかという問題は、過去において多くの議論が行われてきたものの、現在に至るも（少なくとも我が国においては）社会的な共通認識が形成されているとは言い難い。本稿は、そうした協同組合の社会における位置付けという問題について、過去の議論を振り返り、現在の状況を改めて見つめ直すことを目的としている。^(注1) やや結論めいたこととなるが、近年の協同組合をめぐる議論には大きな変化が生じつつあるように思われる。

その第一は、近年、行き過ぎた市場原理主義への対抗として、NPO等さまざまな市民レベルの活動、ワーカーズコープ、社会的企業といった新たな動きが広範に生じ、協同組合を単独に論ずるのではなく、それらの新たな市民的活動を包含した、より広い概念でその存在を定義づけようとする試

みが生じている点である。

第二に、かつての協同組合をめぐる議論が、協同組合関係者・研究者による、いわば内部から自らを位置付けようとするものであったのに対し、近年においては、経済学のみならず、政治哲学、社会学等幅広い研究分野において、協同組合的価値にかかわる議論が生じているように思われる点である。このことは、上で述べた市場原理主義への対抗としての活動が広範に生じていることと表裏をなすものとも言えよう。

本稿においては、まず協同組合の社会的な位置付けが歴史的にどのような変化をたどってきたか、また近年においてそれをより広い概念でとらえようとする動きが生じていることを概観する。次に、そうした広義の市民的活動を支える思想的背景として、近年におけるいくつかの社会科学における研究を紹介する。もとより、そうした研究のそれぞれに深く立ち入ることは能力的にも紙幅の面でも困難であるが、それらの市場主義偏重に対する批判的見解を俯瞰することにより、市民的な活動に対して今何が求められているのかの輪郭をつかむことが可能となろう。最後に、それらの議論が、既存の大規模化した協同組合に対しど

のような意味をもつものであるかを考えてみることにしたい。

(注1) 協同組合理論に関してはヨーロッパと米国では非営利性に関する条件等に異なる面が見られ、以下においては主にヨーロッパを中心とした議論を念頭に置いている。

1 協同組合の位置付け

オウエン (1771~1858)、サン・シモン (1760~1825)、フーリエ (1772~1837) 等、ヨーロッパにおける協同組合運動創始期の思想家において、協同組合は単に社会の一部における共助の運動といったものにとどまらず、将来の理想的な社会経済体制の根幹をなすものとして位置付けられていた。人々の相互扶助の営み自体は、彼ら以前においても、またわが国を含めた世界の多くの地域においても半ば自然発生的にみられたものであったが、これらの思想家は、協同組合を国家の基本的な枠組みとしてとらえ、社会全体の変革を目指した点において協同組合主義の創始者と位置付けられるものであろう。

こうした初期の協同組合主義の思想家は、のちにマルクス、エンゲルスにより「階級闘争」概念の欠如、主体的な体制移行ビジョンの欠如等を批判され、「空想的社会主義者」として規定された。果たしてその評価が妥当であったかの議論は置くとして、彼らに続く多くの協同組合思想家は、そうした理想的国家の建設を最終目的として協同組合運動を続けてきたものと言えよう。その後の消費者協同組合の理論的指導

者であったシャルル・ジイド (1847~1932) もまた、将来的な協同組合形態の広がりが生産部門にもおよび、国家全体の経済活動において支配的形態に至ることを想定していた。

この19世紀から20世紀初頭における協同組合主義の時代を第1期とすれば、第2期への大きな転機となったのがジョルジュ・フォーケ (1873~1953) による「協同組合セクター論」(1935年) であるといえよう。フォーケは同書の中で、国民経済を「公的セクター」、「資本家的セクター」、「私的セクター」(家族経営、農民等の非資本家的経済単位)、「協同組合セクター」の4セクターにより構成されるものとし、その中における協同組合セクターの存在意義、各セクターの相互関係等を論じた。こうして協同組合を国民経済の一部を構成するものとした位置付けは協同組合国家を前提としていた当時の協同組合思想家にとって、かなり大きな衝撃であったものと推察され、同書に対する当時の協同組合思想家の論評にもそうした驚きが表れている。^(注2)

フォーケのセクター論の背景には、産業革命以降1世紀を経た市場経済の著しい発展と、一方における国家の社会・経済政策への関与の拡大があった。労働市場への国家の介入による労働者保護の進展など、協同組合主義者が守るべきものとしてきた分野への国家の関与の拡大は、市場と国家という混合経済体制内における協同組合の位置付けを改めて考え直さざるを得ないものとして協同組合思想家に迫るものであった

といえよう。フォーケが同書を著した1935年は、ケインズが「雇用・利子および貨幣の一般理論」を著した年でもあり、大恐慌後の停滞に悩む多くの先進諸国の経済政策は、以降、有効需要の不足による非自発的失業者の発生に対し国家の積極的な関与を求める「ケインズ政策」がその基軸とされていくこととなる。

フォーケのセクター論は、こうして、国家の社会・経済政策への関与が本格化するという状況下で書かれたものであるが、この位置付けは基本的には多くの協同組合思想家における共通認識として現在にまで至っているものといえよう。^(注3)しかし、冒頭に述べたように、こうしたセクター論を基礎としつつも、近年、その内容において大きな変化が生じつつあるように思われる。その変化は連続的なものであり、必ずしもはっきりとした時期区分が可能なものではないが、あえて区分をすれば、1980年の「レイドロー報告」^(注4)を上げることが可能であり、それ以降を第3期とする。

レイドロー報告を区分とすることの第一の意味は、1980年前後のこの時期が、経済学および経済政策において一つの分水嶺ともいえる時期だからである。この数年前には、ハイエク、フリードマンといった市場原理主義を代表する経済学者が相次いでノーベル経済学賞を受賞している。「ケインズ政策」による財政の拡大が大きな制約となるなかで、第一次石油ショック後の不況下にあった各国は、市場原理主義に基づく新自由主義政策への傾斜を急速に強めていっ

た。レーガン政権の誕生は、まさにレイドロー報告の1980年であり、サッチャー政権は1979年、わが国において中曽根政権が誕生したのは1982年であった。

第二の理由は、レイドロー報告自体が、そうした新自由主義政策下における協同組合のあり方として高い先見性を示していることによる。同報告は2000年までの世界経済・社会を展望し、協同組合との関わりで重要とされる点をいくつかあげているが、その中に以下のような指摘がある。まず、経済環境が悪化する中で、「人々が…苦難の時代に別の選択肢を探し…関係する人々の数からいえば、協同組合がかつてない成長をとげる」とし、特に、「公共性をもったいくつかの部門、例えば住宅や保健サービスにおいて政府が予算削減で支出を切り詰めるので」、それへの対応として協同組織が作られるとしている。さらに、「予想される経済不況が深刻なものとなるならばボランティアの無報酬労働が経済の中で相対的により大きな部分を占めるようになるだろう」として、政府の役割が縮小する中で、多様な市民的活動の重要性の増大を指摘している。これらの活動は、「世界経済の支配を強めている巨大な多国籍企業の増大する権力に対抗していかなければならない」。

実際の協同組合が「かつてない成長をとげた」かは置くとして、この第3期においては新自由主義による経済政策が徹底され、国家の役割が縮小される中で、世界各国において多様な形態の市民的活動が市場・国家に代わるオルタナティブとして展

開されてきたことは事実であろう。そうした中で、協同組合、NPO、社会的企業、ワーカーズコープ等の多様な市民的活動を包括する概念でとらえようとする動きが生ずる。レイドロー報告自体、将来の協同組合の種類に関し、「協同組合運動は、現在存在しないか、構想されることすらない…多種多様な協同組合によって構成される」としている。また、当時の協同組合原則について、「原則そのものを明確にするかわりに、現在の慣行を原則の水準にまで格上げしてしまった」との指摘があり、現状の形式にこだわらない、より包括的な概念で協同組合をとらえようとする立場がうかがえる。

そうした、より広い概念で市民的経済活動をとらえようとする考え方は、ヨーロッパ、特にフランスにおいて進んでおり、1976年には協同組合、共済、アソシエーション（非営利団体）のそれぞれの全国組織が連絡委員会を結成し（現在のCNLAMCA）、また、1981年には、それらの組織を担当する省庁として、「社会改革・社会的経済推進各省合同代表部」（DIES）が設置された。こうした動きはEU全体に拡大され、1989年、EU委員会の中に社会的経済担当部局（Social Economy Unit）が設置された（2000年に企業課に統合）。

これらの組織の名称で使われている「社会的経済」は、協同組合、共済、アソシエーション等を包括する概念であり、EU委員会の文書においてはこれらの組織の性格を、「社会的目的をもち、参加の原則と連帯の原則（メンバー間の連帯、組織間の連帯、生

産者と消費者間の連帯など）を基礎に運営される」とし、「①資本よりも人間を優先、②訓練と教育による人間発達、③自由意思による結合、④民主的運営、⑤自立とシティズンシップという価値の重視」といった原則を重視すると述べられている^(注5)。協同組合原則との共通性も多いが、それをより一般化した形で他の組織を包括するものへと拡大したものといえよう。

国際公共経済学会（CIRIEC）は、1988年、ジャック・ドゥフルニをコーディネーターとするワーキンググループを設置し、ヨーロッパと北米9カ国における社会的経済の包括的な調査を行った^(注6)。2004年には、社会的経済に関する初の世界会議（モンブラン会議）が開催され、社会的経済に関する研究は世界的な広がりを見せている。

フランスに見られるように、こうした幅広い市民的な経済活動を包括する概念は古くから存在し、また実態としてもそうした活動は継続して行われていたものである。しかし、1980年代から2000年にかけて、社会的経済に対する注目が再び高まってきた背景には、その間における市場原理主義とその政策的展開である新自由主義の浸透に対する市民的な抵抗の広がりがあるものといえよう。運動の市民的広がりと同時に、市場原理主義に対する批判、オルタナティブを模索する研究が、様々な社会科学の分野において広がりを見せていることも、その大きな特徴といえよう。

（注2）「協同組合セクター論」日本語版前書きには、同書出版当時の協同組合思想家の驚きの例として協同組合理論家バルビエが「ジョルジュ・フ

オーケへの賛辞」という論評において「この小さな書物は…協同組合運動のために私が情熱的に求めていたほとんど全てのものと逆方向に向かっていた」と述べていることが紹介されている。

(注3) こうした「セクター論」に対し、協同組合的経済が社会の中心的位置を占めるべき（ことが可能）とする見解も存在する。

(注4) 1980年ICA大会における討議課題としてICA中央委員会がレイドロ博士にコーディネーターを委託して行われた研究会の報告書

(注5) LRL 6号（2005年8月）粕谷信次『「社会的経済」から社会的企業へ』による

(注6) J.ドゥフルニ、J.L.モンソン編著「社会的経済」（1995）日本経済評論社

2 市場原理主義への批判と社会的経済

市場原理主義に対しては、近年、様々な角度からの批判が行われている。その全てが社会的経済の価値に直接的に結びつくものではないが、それらは今後の社会的経済のあり方を考える上で多くの示唆に富むものといえよう。以下では、それらの批判を、①倫理的側面からの批判、②理論的側面からの批判、③実証的側面からの批判、の3つの区分により概観してみることにしたい。

(1) 倫理的側面からの批判

市場原理主義に対する倫理的側面からの批判として、ここでは、先のNHKの「白熱教室」でも話題となった、米国の政治哲学者マイケル・サンデルの主張を見ておきたい。^(注7) サンデルが批判するのは市場原理主義の有する功利主義（帰結主義）的前提とリバタリアニズム^(注8)（自由至上主義）である。

功利主義においては「最大多数の最大幸

福」が正義とされ、人々の「効用」の総和^(注9)を最大化することが政策的目標とされる。

現代の経済学においては単純な効用の概念は修正されているものの、基本的な枠組み、価値観は同様と言えよう。効用は貨幣的価値で算定され、結果としてGNPの極大化が重要な政策課題となる。費用・効果分析といった政策評価の手法に典型的な貨幣価値に還元された価値判断の姿勢に対し、サンデルは、フィリップモリスがチェコで行った分析（喫煙者の早期死亡により国家の年金等の財政負担はむしろ減少するため国家は喫煙の奨励を行うべきといったもの）などの例をあげ、そうした功利主義的判断の非倫理性を批判している。^(注10)

もう一方のリバタリアニズムは、個人の自由な政治的・経済的活動に最大の価値を置く考え方で、市場原理主義の考え方と密接な関連を有する。^(注11) こうした主張に対し、サンデルは一部の高所得者の極端な収入が果たして合理的に説明し得るか、といった問いかけにより、自由市場の持つ不合理な側面を批判する。こうした極端な所得格差に対する疑問は、最近のウォール街のデモに見られるように、米国においてすら疑問の声が高まっているものといえよう。また、サンデルは自由な取引を徹底させることによる非道徳的な取引（臓器売買等）の可能性等から、所有権に基づく自由な取引という考え方自体にも疑問を呈している。

こうした市場原理主義のもつ功利主義、リバタリアニズムという判断基準に対し、サンデルが示す価値判断の立場は、「共同体

主義」(コミュニタリアズム)とされる。これは、現代の経済学が前提とするような、個々独立して合理的判断を行う個人を否定し、本来の個人はそれぞれが有する経験、人との繋がり、環境等、多くの要素により影響を受ける「負荷ありし自己」であり、そうした人々の共同体において形成される、いわば「共通善」といったものを正義の基準とするものである。こうしたコミュニタリアズムの立場に対しては、共同体における決定が常に正しいとは限らず、コミュニティによる独裁、個人の抑圧を招く可能性がある、といった批判も根強いが、サンドルの主張する共通善は、固定的、独裁的なものではなく、人々による不断の対話により、弁証法的に作り上げられていくものとされる。

(注7) 以下、サンドルの主張については主に「リベラリズムと正義の限界」(2009) 勁草書房による。サンドルの業績としては、ロジャーらのリベラリズムとの論争が有名であるが、ここではリバタリアニズム批判に限定している。

(注8) リバタリアニズムとは、ノージックらに代表される個人の自由の尊重に最大の価値を置く思想であり、政治的自由のみならず、経済活動の自由を最大限尊重することにより、市場原理主義の思想と強く結びつく傾向が見られる。

(注9) ベンサム等初期の功利主義者の主張する「最大多数の最大幸福」は市場で決定される分配の不正さを是正することにより、より多くの幸福が実現できるという、むしろ再配分に重点を置いたものであり、サンドルらの批判するのは近代経済学と結合した形での功利主義(帰結主義)であるといえよう。

(注10) 今日わが国で行われている原発、TPPに関する議論においてもそうした傾向が強く見られ、原発事故の賠償金額と発生確率(極めて疑問であるが)から年間コストを算定すると原発が割安(割高)といった議論もまたその典型であろう。

(注11) 市場原理主義の立場においてもリバタリア

ニズムの立場から倫理的に自由市場が望ましいとする立場と、帰結主義の観点から、自由市場が結果として最適な状態をもたらすことに重点を置く立場が存在する。

(2) 理論的側面からの批判

こうした、経済学の外部からの倫理的な批判に加え、いわゆる正統派経済学に対しては、近年経済学者内部からの理論的、方法論的な批判も多く展開されている。特に、新制度派といわれる一群の研究者からは、従来の経済学の理論的構成の非現実的な側面への批判から、多くの新しい研究分野が生まれている。新制度派の批判は多岐に及ぶが、その一つの中心となっているのは、あらゆる個人が合理的な判断により最適化行動を取るとする「経済人」の仮定である。この抽象的な点としての存在である経済人に代えて、より現実に近い個人の行動を前提とすべく、心理学、社会学等の領域の知見を取り入れた「行動経済学」といった領域の研究も盛んになっている。また、「ゲームの理論」は、より複雑な各経済主体の行動を模式化するうえでのツールとして多くの理論に応用され、経済学以外の政治学、社会学といった分野への広がりを見せている。

このゲームの理論を利用した正統派経済学に対する問題提起の極めて単純なケースとして、有名な「囚人のジレンマ」の例があげられよう。これは、隔離された共同犯罪者AとBがおり、①ABともに否定すれば証拠がなく無罪、②一方が自白し一方が否定した場合、自白した者の刑期は3年、否

定した者は10年、③ABともに自白した場合の刑期はともに5年、といったケースである。連絡のできないABはともに相手が②を選択してしまうリスク（自分が否定した場合10年の長期刑となる）を懸念し、結局は両者とも自白し、両者にとっての「最適解」である①には到達できない、というものである。これには、「隔離」という条件が付されているが、その条件を緩和し、仮に両者に連絡が可能であったとした場合においても（例えば弁護士が双方の独房を往復することが可能だとして）、お互いの信頼関係がなければ、相手の裏切りに対する懸念が払しょくできず、結局は最適な結果に到達できない。お互いが「相手を売ることにはしない」といった共通の価値観を共有している（なおかつお互いがそれを知っている）場合にのみ、二人は最適な結果に到達できるのである。これは、現実の競争的な市場がある種の非効率性を内在しており、信頼関係を共有する関係に、ある種の効率性があることを示唆するものといえよう。こうしたゲーム理論を利用して協同組合の価値を論じようとする試みも多く、情報の非対称性による市場の失敗の事例なども、協同組合の存在価値を示すものとして、多くの研究が行われている。

しかし、これら多くの正統派経済学に対するゲーム理論的思考方法からの批判も、その枠組み自体を根幹から揺るがすといったものではなく、いわば正統派経済学の基本的枠組みの中でその修正をはかるものともいえよう。そうした中で、1998年にノー

ベル経済学賞を受賞したアマルティア・センの立場は、より根源的に正統派経済学^(注12)の枠組み自体に挑むものといえる。センは、自身が目にしたインドにおける貧困・飢餓の実体験から、経済システムのあり方、特に資源配分のあり方に強い関心を持ち、またそのあり方を決定していくための社会的選択のプロセスに強い関心を有する。近代経済学が、その内的一貫性を重視し、一般均衡解の存在とその一意性の証明といった高度に抽象的な分野に注力することで、価値判断から独立した「科学」としての経済学を指向したのに対し、センはその近代経済学の中心にありながら、政治哲学、倫理学といった規範的な学問と経済学を結ぶことにより、経済学に新たな地平を切り開く大きな役割を果たしたものといえよう。

センの主要な業績の一つに「パレート派リベラルの不可能性」という命題がある。これは、パレート原理と個人の選択の自由^(注13)という2つの前提を同時に満たす選択のルールは存在しない、というものであり、その結果、政治的問題については多数決原理による投票で、経済的問題については自由な市場で決定すれば最適な状態が達成されるとする「楽観論」に深刻な疑問が提示されることとなる。センの問題意識は、個人の自由な意思による選択という原則を最大限尊重しつつも、それによって生ずる貧困、飢餓、格差といった公共の課題を解決するための意思決定プロセスをどのように構築するか、という点に向かう。

しかし、どのようなプロセスによって

も、そうした公共的課題を実現するためには、個人の自由の実効領域の制限という問題が伴わざるを得ず、そのためには一定の価値判断が不可欠となる。センが、そうした社会的な価値判断の形成に向けて重要と認識しているのが、個人の属する複数の共同体による重層的・反復的な価値観の形成である。どのような個人であっても、その社会的な存在は、労働者であり、消費者であり、親であり、といった複数の側面を有する。センは、各個人が、それぞれの立場に立った共同体で形成される価値観を、反復的、反省的に往復することで、共通の公共的価値観が形成されていくことに期待する。セン自身はコミュニタリアンに属するものではないが、先に述べたサンデルによる共同体における対話的、弁証法的な共通善の形成と、センの主張には多くの共通点があるものといえよう。

(注12) 以下、センの主張については主にアマルティア・セン、後藤玲子「福祉と正義」(2008年) 東京大学出版会、アマルティア・セン「合理的な愚か者」(1989年) 勁草書房等による

(注13) 社会の全員がある状態が好ましいと判断した場合、その状態が選択されるとする原理

(注14) センは自らの価値判断の基準については「帰結的評価」(いわゆる「帰結主義」とは異なる)をとることを述べている。

(3) 実証的な研究の展開

こうした、共同体による価値観の形成、公共的価値観の形成といった主張は、自由市場による決定、多数決投票による決定という極めて明快な枠組みに比して、ある種の「曖昧さ」が残るという印象は拭えず、そのことは、「社会的経済」をどのように定

義するかという問いにも通ずる。数学において、ある命題を否定するためには単純な反例を一つ示せば足りるが、ある命題が一般的に成立することを証明する場合、しかもそれが社会的事象のように極めて複雑なものを対象とする場合には非常な難しさを伴う。ゲームの理論は多くの市場の失敗の事例をあげ得るが、それに代わる新しい枠組みを提示することは単純ではない。社会的経済の定義に際し、国家では「ない」、市場では「ない」といった外縁的な定義が可能であっても、より積極的に内縁的な定義を行うことが極めて難しいのは、そのことに由来するものであろう(決してその努力を放棄すべきということではない)。しかし、こうした社会的事象に関する議論において、その理論的明確さ、体系性といったこと以上に重要であるのは、果たしてその議論が実証的な裏付けを持つものであるかどうかという点であろう。近年、社会的経済の価値に密接な関連を有すると思われる実証的な研究分野にも、多くの成果が見られる。

そうした研究における一つの重要な概念として「ソーシャルキャピタル」があげられよう。これは、米国の政治学者パットナムによる「孤独なボウリング」^(注15)を契機として世界的な広がりを見せ、近年、この概念を中心として様々な領域において研究が行われている。ソーシャルキャピタルの定義については論者による相違もあるが、パットナムの言葉を引けば「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、及びそこから生ずる互酬性と信頼性の規範」を指

すものといえよう。パットナムは20年に及ぶ長期の実証的調査により、北イタリア20州における政治的パフォーマンスが、地域活動への参加率、新聞購読率、投票率等によって代表される、市民的関心の高さ、地域的な繋がりといった要素と密接な関連を有していることを結論づけた。また、「孤独なボウリング」においては、豊富な統計数値を利用し、米国における人的なネットワーク＝ソーシャルキャピタルの急速な低下が生じていることに警鐘を鳴らしている。

こうした共同体における人とのつながり、信頼関係といったことが社会的・経済的パフォーマンスに大きな影響を及ぼし得ることは、例えばゲームの理論を用いた「繰り返しゲーム」の事例（先の囚人のジレンマにおいて繰り返しゲームを行う場合、囚人はお互いに協力した方が得だという均衡状態に達する）、または取引コスト理論（相互の信頼関係がある場合の取引コスト節減効果）などによる説明が試行されているが、パットナムの研究は、ソーシャルキャピタルを何らかの手法で「計測」し、その役割を実証的に確認しようとするものであり、その後の広範な研究に道を拓いたという意味において重要な位置付けを持つものであろう。

また、共同体の組織の役割を、より直接的に評価することを目的とした実証的調査の例として、ペストフの業績をあげることができよう。^(注16) ペストフは米国の政治学者であるが、長期にわたり、スウェーデンにおいて社会的経済の研究に従事し、そのあり方についても実証的調査に基づき多くの提

言を行っている。ペストフは、スウェーデンにおいて保育サービスを提供している社会的経済に属する3つの形態の組織（親協同組合、ボランティア組織、労働者協同組合）に対し、従業員、親、マネージャー等へのアンケート、インタビューを実施し、従業員の参加意識、親の満足度等に関する詳細な調査を行っている。これらの結果によれば、組織の形態により特徴的なメリット、デメリットはあるが、すべての形態において親の満足度は自治体の提供する同様のサービスの満足度を上回っており、こうした分野における社会的経済の有効性を裏付ける結果となっている。

2009年、女性初のノーベル経済学賞を受賞した米国の政治学者エリノア・オストロムの業績も、実証的なフィールドワークと経済理論の結合として注目されよう。同氏はコモンズ（入会地、牧草地、漁場等、人々が共有財産として利用する資源）の豊富な実証的調査とゲームの理論を組み合わせ、コモンズにおける共同体によるガバナンスの有効性を主張している。

（注15）以下ロバート・D・パットナム「孤独なボウリング」（2006年）柏書房「哲学する民主主義」（2001年）等による

（注16）以下ビクター・A・ペストフ「福祉社会と市民民主主義」（2000年）日本経済評論社、「市場と政治の間で」（1996年）晃洋書房等による。

3 社会的経済としての農協

以上見たように、近年、市場原理主義に対しては、様々な角度から検討を迫る動きが生じている。その主張を大きくとらえれ

ば、一つは倫理・規範の概念をいかにして反映させるかという問題であり、いま一つは現実の人間、社会の有する複雑性をいかにして反映させるのか、という問題であろう。価値判断から独立し、現実の複雑性を捨象することにより「科学」であることを目指した近代経済学のあり方自体への問題提起といえよう。その結果、近年の経済学には、政治哲学、倫理学、心理学、社会学といった多様な分野における成果を取りこみ、より現実的、総合的な視野で人間社会のあり方を考えようとする視点が強まっているように思われる。社会的経済に対する評価の背景には、現実社会における多様な市民的活動の広がりとともに、そうした経済学自体の見直しという動きがあるものといえよう。

しかし、一方において、わが国では協同組合を含めた市民的活動を社会的経済という一体的な概念でとらえようとする意識は依然極めて低いと言わざるを得ない（それ以前に協同組合自体を一体的に考える意識自体低いものといえよう）。実態的にも、既存の大規模化した協同組合と新たな市民的活動の連携といった動きにも乏しいように思われる。NPO、ボランティア団体、ワーカーズコープ等、新たな活動にはマスメディアの注目も集まるが、それらと協同組合を一体的にとらえるという見かたはほとんど浸透していない。民主党政権発足当初、「新しい公共」のキャッチフレーズによって、市民的活動の促進が政策目標とされた際にも、既存の協同組合がその中に含まれてい

たとは考えにくい。国際的にみても、近年新たに生じてきた市民的活動を既存の大規模化した協同組合とは分けて考えようとする傾向は根強く、新たな活動を「連帯経済」として既存の協同組合等を中心とする「社会的経済」とは区分して議論しようとする立場も依然見られる。

これは、先に述べたように社会的経済自体の積極的な定義が難しいことにも起因しているが、協同組合を含めた広範な市民の経済の位置付けを確立し、社会的に共通の認識を確立していくためには、様々な用語、概念の乱立は好ましくないであろう。なにより、既存の協同組合、新たな市民的活動が活発化していくためには、実態としての相互の協力的な活動が極めて重要であるように思われる。国際協同組合年は、協同組合の位置付けを広く国民全体に認識してもらう絶好の機会であるが、同時に、協同組合関係者自身が、「社会的経済としての協同組合」という自らのあり方を再度考え直すべき時でもあるように思われる。

以下においては、上記のような市場原理主義への批判、共同体的価値見直しの議論を踏まえた場合、それが現在の農協系統組織のあり方についてどのような意味を持ち得るかといった点を考えてみることにしたい。

第一に、当然のことであるが、協同組合の活動は、共同体的意識を共有し得る、地域の活動が基本であるという点である。協同組合を経営体として見た際の批判として、意思決定の遅さ、資本調達力の弱さと

いった点がしばしば指摘されるが、一方においてその最大の強みであるのが、「ソーシャルキャピタル」であり、そうした意識を共有できる単位は大きなものではあり得ない。大規模化し、効率化することによる競争力の強化は、一方において社会的経済の有する最大の資源を失うことにもなりかねない。ペストフがスウェーデンの協同組合で行った調査によれば、協同組合の規模に反比例して組合員の帰属意識、参加意識が低下することが指摘されている。連合会組織の形成は、個々の組合の資本蓄積の弱さを補い、共通する事務の効率化、市場に対する発言力の強化等、さまざまな効果を持ち得るが、共同活動の基本はあくまで地域における活動であり、連合会組織の役割は、いかにそれを補完し、支えることができるかという点にあることを再度認識すべきであろう。

第二に、意思決定のあり方についての問題である。協同組合原則においては、一人一票の原則がうたわれているが、これは一人一票が守られてさえいれば共同体的意思決定として十分であることを意味するものではない。先に見たように、多数決による決定は、市場における「貨幣による投票」と同様に、倫理的な面からも帰結的な評価からも望ましい結果を保証するものではない。重要であるのは、最終的な決定は投票に依存するにしても、そこに至る過程で、いかに多様な意見を踏まえた対話的な議論が行われるか、という点であろう。農協の組合員においても、生産する作目、経営規

模、専業・兼業等多様な立場があり、またそれぞれは農業者であると同時に地域の住民であり、消費者であるといった性格も有している。准組合員である地域住民を含め、そうした多様な立場からの意見を踏まえた意思決定が可能であることこそが、社会的経済としての農協の役割であり、また強みでもあろう。

第三に、上記の点とも関連するが、協同組合の活動はより開かれたものであり、農協においても、多くのその他の市民的活動との連帯を図っていくべき点であろう。コミュニティアンに対する批判、またセンの共同体的意思決定プロセスに対する批判に見られるように、共同体の結合があまりに強い場合、共同体の意識の個人への押しつけ、強制といった負の側面も生じかねない。共同体を区分する概念として、結束型（ボンディングタイプ）と橋渡し型（ブリッジングタイプ）があり、前者は強い共同体意識によって結合された閉鎖的なもの、後者は一定の価値観を共有しつつも、ネットワークの構築により連带的な関係を広げていくものとされる。社会的経済としての農協を考えた場合、後者のタイプを指向していくことが重要であり、今後は生協との連携といった協同組合間連携に加え、多くの市民団体の活動とも積極的な連携を図っていくべきであろう。農協自身が、内部における組合員組織（例えば女性組織、生産部会等）の活動を支援し、それらが新たな共同的活動を生み出していくといった、いわば触媒的な役割を果たしていくことも重要である

と思われる。

協同組合は、人的結合体であると同時に、厳しい市場での競争にさらされる事業体でもある。直接的な事業成果に必ずしも結び付かない、地域的な共同体のネットワークの拡充といった努力は、短期的な収益を考えた場合難しい面もあろう。しかし、農協が中長期的に社会的経済としての存在意義を確立し、その基盤を強化していくためには、そうした試みは極めて重要であると思われる。ちなみに当総研では、農協の地域活動と事業成果の関係に関する委託調査を行ったが、それによると、農協の各支店で行っている組合員活動と支店の事業成果（特に、預金残高、長期共済保有高といったストック的な指標）の間には一定の有意な関係性があることが示された。これは、「預金集めのためにはサークル活動が有効」といった短絡的な結論を意味するものではないが、地域的な活動の蓄積、共同体意識の醸成が、結果として、長期的に見た場合の経営基盤の強化にもつながり得ることを示唆するものであろう。

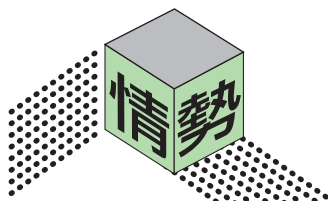
農協が多くの市民的活動と連携し、また自らのなかからそうした活動を生み出していくようになることは、農協の社会的経済としての基盤を強化し、また地域経済の持続的な発展に向けての大きな力になり得るものと思われる。

<参考文献>

- ・責任編集 五島茂・坂本慶一「オウエン サン・シモン フーリエ」世界の名著42 中央公論社
- ・ジョルジュ・フォーケ（1935）「協同組合セクター論」 日本経済評論社
- ・日本協同組合学会 訳編（1980）「西暦2000年における協同組合」レイドロー報告 日本経済評論社
- ・GMホジソン（1988）「現代制度派」名古屋大学出版会
- ・小林正弥（2010）「サンデルの政治哲学」平凡社
- ・マイケル・サンデル（2009）「リベラリズムと正義の限界」勁草書房
- ・アマルティア・セン（1989）「合理的な愚か者」勁草書房
- ・アマルティア・セン、後藤玲子（2008）「福祉と正義」東京大学出版会
- ・ロバート・D・パットナム「孤独なボウリング」（2000）柏書房 「哲学する民主主義」（1993）NTT出版
- ・ビクターA. ペストフ「福祉社会と市民民主主義」（1998）日本経済評論社、「市場と政治の間で」（1991）晃洋書房

（はら こうへい）





2009年度の農協経営の動向

研究員 小田志保

はじめに

本稿は、農林水産省「総合農協統計表」を用い、総合農協の経営動向について09年度を中心に分析する。

まず09年度の農協経営をめぐる環境を簡単にまとめておきたい。

09年度は、前年度のリーマンショックにより生じた景気低迷に対する需要喚起のため、定額給付金交付や経済危機対策による環境対応車やグリーン家電への消費促進策が実施された。こうした政策刺激も手伝って、景気は持ち直し基調を維持したものの、物価下落により景気回復感は乏しかった。

また、民主党への政権交代後には、中小企業金融円滑化法^(注1)が施行された。同法により、住宅ローン利用者への融資条件も緩和されることとなり、農協においても対応を迫られた。

さらに、農政面では09年12月に改正農地法が施行され、一定の要件のもの

と、一般企業が農地の賃貸借により農業参入できるといった、大きな転換があった。

(注1) 同法は、2011年3月末までの時限立法。

1 組合員数と職員数の動向

まず、農協組織の概況からみていく。集計対象組合数は08年度から29組合減少し741組合となった(第1表)。過去30年間にわたり、合併による組合数減少が続いているが、減少率のピークは01年(前年度比△17.0%)で、過去5年間は前年度比△3～5%を推移している。

次に、09年度の組合員数をみると、個人と団体の合計で准組合員数が正組合員数を

第1表 農協の組合員、役職員、店舗

(単位 組合、人、組織、箇所、%)

	09年度 (実数)	前年度比増加率						
		03	04	05	06	07	08	09
組合数	741	△9.5	△3.6	△3.0	△4.7	△3.1	△5.9	△3.8
組合員	9,579,441	0.3	0.5	0.5	1.5	1.2	0.7	0.9
正組合員	4,775,204	△1.0	△1.0	△1.1	△1.1	△1.1	△1.2	△1.1
うち女性	881,294	0.5	△0.2	2.3	1.0	5.0	2.2	1.0
団体	12,243	2.9	4.3	3.1	5.9	7.1	4.8	5.3
准組合員	4,804,237	2.0	2.5	2.4	4.5	3.7	2.7	3.0
役員(常勤)	2,696	23.9	△1.3	△2.7	△3.3	△1.9	△4.4	△2.7
職員	223,329	△3.7	△3.1	△3.1	△2.3	△0.7	△0.9	△0.3
臨時・パート職員	41,063	△1.2	2.2	△3.0	2.1	2.5	△0.4	2.4
本所及び出先機関	18,284	3.1	△3.2	△1.7	△6.4	△3.5	△2.2	△1.6

資料 農林水産省『総合農協統計表』、以下特に断りのない場合同じ

上回った。准組合員数の増加と正組合員数の減少は、長期にわたって継続しているが、本稿では准組合員数の増加と2000年代の事業推進との関係について後述する。

また、役職員数をみると、常勤役員数は前年度比△2.7%と減少傾向は変わらないが、職員数の前年度比増加率（以下増加率とする）は△0.3%で、過去7年間では最も減少幅が小さくなっている。

主要4部門の09年度の職員数の内訳をみると、信用・共済・販売部門職員数が前年度比で増加した。信用部門職員数は23年振りの増加である。一方、購買部門職員数は前年度比で減少した。その他、営農指導員数が07年度以降3年連続で増加している。

なお、経営管理委員会制度の導入組合は制度導入後増加しつづけ、09年度には45組合となっており、経営管理委員も前年度比7人増の1,095人となった。

最後に本所及び支所、出張所等出先機関数の動きをみると、02年度以降、施設統廃合等で前年度比マイナスが続いているが、その減少幅は06年度（増加率△6.4%）に最大となった後縮小し、09年度の増加率は△

1.6%となった。

2 主要事業量の動向

次に事業量の動向をみていく。09年度末の貯金残高は84兆7,542億円（増加率1.5%）、貸出金残高は23兆8,549億円（同2.7%）となった（第2表）。

前年度とほぼ同程度の伸びを示した貯金残高には、前年度に引き続き公金貯金の増加の影響が大きく、さらに09年3月から5月にかけて家計へ給付された定額給付金（約2兆円）の一部も寄与したと思われる。一方、貸出金残高の増加率は4年連続して2%を超えたが、これにはこれまで同様に住宅ローンと地公体貸付の堅調な伸びが要因として考えられる。

共済事業においては、建更の期末保有契約高の前年度比減少幅は07年度以降で最大となったが、養老生命共済の前年度比減少幅は縮小した。その為、長期共済期末保有契約高（320兆3,310億円）の増加率は、△3.0%となった。

購買事業においては、供給・取扱高（3兆221億円）のうち、生産資材（2兆825億円）の増加率が△11.9%と、過去30年間で最も低くなった。一方、生活物資（9,396億円）の増加率は0.5%と、92年度以降初めて前年度比プラスとなった。

生産資材の増加率を、

第2表 主要事業量の推移

（単位 億円、%）

	09年度 実績	前年度比増加率					
		04	05	06	07	08	09
貯金残高(年度末)	847,542.4	2.2	1.5	1.6	2.3	1.6	1.5
貸出金残高(年度末)	238,548.7	△0.8	0.0	2.5	2.3	4.4	2.7
長期共済期末保有契約高	3,203,310.4	△2.0	△2.1	△2.4	△3.1	△3.2	△3.0
購買事業供給・取扱高	30,220.7	△2.9	△2.0	△4.2	△0.9	0.7	△8.4
うち生産資材	20,825.0	△0.9	△0.2	△3.7	0.0	2.9	△11.9
生活物資	9,395.7	△6.9	△5.8	△5.3	△3.1	△4.5	0.5
販売事業供給・取扱高	42,311.6	△1.9	△1.9	△0.3	△3.4	0.7	△3.4

肥料・農薬・飼料・農機・燃料・自動車（二輪車含む）・その他の種類別に寄与度分解すると、燃料（△7.3p）、飼料（△3.0p）、肥料（△1.0p）の順にマイナスの寄与が大きい。

とくに、燃料取扱高の増加率におけるマイナス幅は、80年代以降で最大となった。この取扱高縮小は、それまで高騰していた原油価格が、前記のリーマンショックによる世界同時不況を機に一気に下落したためである。

飼料・肥料価格についても同様に、世界同時不況を背景とした原料及び海上運賃の値下げの影響で、国内の取引価格が低下した。

3 収支の動向

(1) 事業総利益等の動向

農協の事業総利益は、03年度以降6年連続で前年度比マイナスとなっている。

ただし、09年度の事業総利益の増加率は△0.2%と、昨年度に比べマイナス幅が縮小した（第3表）。これは、共済・購買・販売事業総利益の増加率がいずれもマイナスとなったものの、信用事業総利益が前年度比4.5%と高い伸びとなったためである。

ただし、この信用事業の伸びは第1図にみられるように、リーマンショックによる有価証券価格等の下落により08年度に生じたその他経常収支（その他経常収益－その他経常費用）の大幅な赤字の反動によるものである。

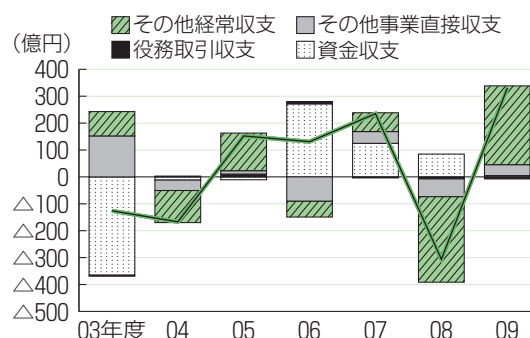
一方、事業管理費の増加率は△1.9%と

第3表 農協の収支の推移

(単位 億円, %)

	09年度 実績	前年度比増加率				
		05	06	07	08	09
事業総利益	19,123.8	△1.2	△1.2	△1.3	△1.5	△0.2
うち信用事業	7,708.5	2.1	1.8	3.2	△4.0	4.5
共済事業	4,989.2	△1.5	△1.3	△5.2	△0.7	△2.1
購買事業	3,581.5	△6.6	△6.4	△5.3	2.0	△5.5
販売事業	1,283.7	△1.0	1.6	△1.5	0.6	△3.0
事業管理費	17,228.9	△2.5	△1.9	△1.3	△1.2	△1.9
うち人件費	12,200.4	△2.5	△1.7	△1.4	△1.4	△1.4
事業利益	1,894.9	16.3	7.2	△1.3	△5.1	18.1
経常利益	2,381.9	3.7	5.8	△0.9	△4.0	10.3
当期剰余金	1,685.5	△4.3	19.0	2.7	1.2	13.9
事業管理費比率	90.1	92.0	91.3	91.3	91.6	90.1

第1図 信用事業総利益前年度比増減額の内訳



事業総利益の増加率△0.2%に比べ減少幅が大きかった。そのため、09年度の事業利益の増加率は18.1%と高い水準となった。また、経常利益の増加率も同様に10.3%と05年以降で最も高くなった。

そして、事業管理費の事業総利益に占める割合である事業管理費比率は90.1%と、05年度以降で最も低くなった。

(2) 部門別損益の動向

事業収支の動向を部門別損益からより詳細にみることにしたい（第4表）。

前年度比18.1%と高い伸びを示した事業

第4表 部門別損益の推移

(単位 億円, %)

	09年度		増加率	
	実数	1組合 当たり	08	09
事業総利益	19,123.8	25.8	△1.5	△0.2
信用	7,708.5	10.4	△4.0	4.5
共済	4,989.2	6.7	△0.7	△2.1
農業関連	4,182.5	5.6	2.6	△4.1
生活その他	2,404.4	3.2	△2.2	△4.1
営農指導	△160.8	△0.2	△5.6	6.2
事業管理費	17,228.9	23.3	△1.2	△1.9
信用	5,495.9	7.4	△1.3	△1.9
共済	3,429.2	4.6	△0.9	△0.5
農業関連	4,610.9	6.2	0.1	△1.4
生活その他	2,723.7	3.7	△3.4	△4.5
営農指導	969.2	1.3	△1.1	△1.5
事業利益	1,894.9	2.6	△5.1	18.1
信用	2,212.6	3.0	△11.7	24.7
共済	1,560.1	2.1	△0.4	△5.3
農業関連	△428.4	△0.6	25.2	△34.9
生活その他	△319.4	△0.4	11.8	7.0
営農指導	△1,130.0	△1.5	0.2	2.2
当期利益(注)	2,382.7	3.2	1.5	8.8
信用	2,488.3	3.4	△9.3	16.1
共済	1,622.0	2.2	1.5	△5.2
農業関連	△335.7	△0.5	40.5	△50.8
生活その他	△274.6	△0.4	19.5	7.6
営農指導	△1,117.3	△1.5	0.4	2.5

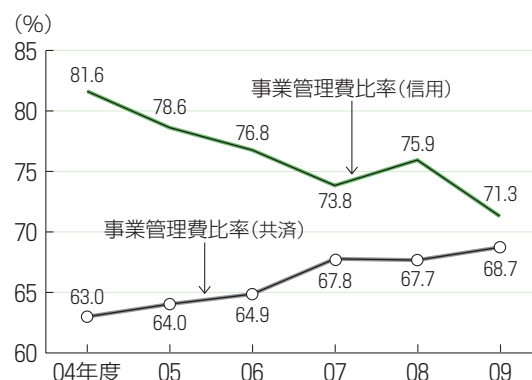
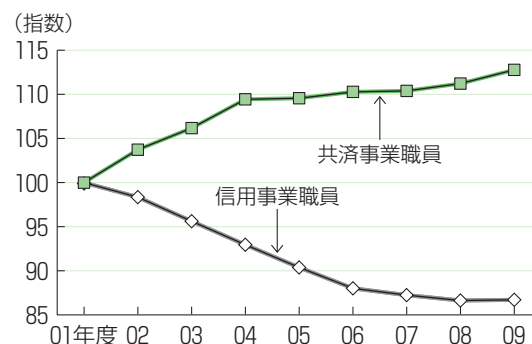
(注) 税引前当期利益

利益(1,895億円)を部門別にみると、特に、信用事業は、前年度比24.7%と、前年度比マイナスからプラスへ転じたことが大きく寄与している。

前年度比8.8%と高い伸びを示した当期利益(2,383億円)を部門別にみても、やはり信用事業において伸びが顕著であり、その増加率は08年度の△9.3%から09年度には16.1%となった。一方、共済事業は減少に転じている。

ここで信用事業と共済事業の事業管理費比率をみると、第2図のように両者がここ数年急速に接近している。これは第3図のように、とくに共済事業の職員数の増加(による人件費の増加)の影響が大きい。共済

第2図 信用・共済事業の事業管理費比率

第3図 信用・共済事業職員数の推移
(指数, 01年=100)

事業の事業環境が厳しさを増すなか、ライフアドバイザー(LA)等の増員により、農協が事業推進の強化に対応してきたことが示唆される。

4 准組合員の増加と信用事業

(1) 正・准組合員数の動向

正・准組合員数の逆転が09年度に生じていることを前述したが、09年度において准組合員数が正組合員数を上回ったのは、17都道府県である。

過去8年間の准組合員数増加率をみたものが第4図である。2000年代を通じて増加率はプラスであるが、その水準は03年以降

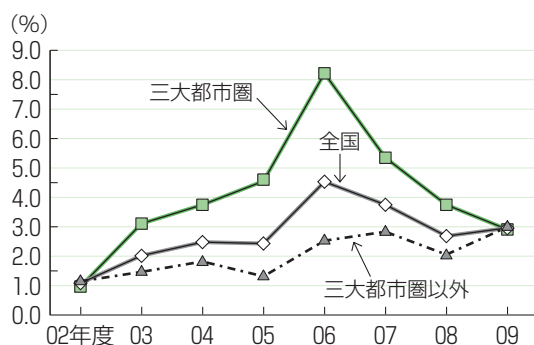
高まり、05年度がピークとなり、以降は緩やかに低下していく。

さらに、この動きを三大都市圏とそれ以外を分けてみると、02年度はほとんど差がなかった両者の増加率が03年度以降大きく離れ、とくに05～07年にかけて開きが大きくなっている。そして、08年度以降は再びその差が縮小し、09年度にはほとんどかい離がなくなっている（第4図）。

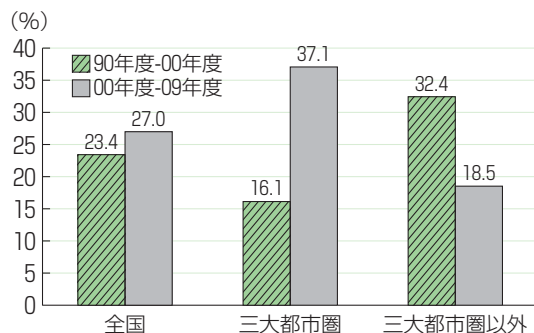
ここで、さらにその変化を過去に遡り、90年度から2000年度までの変化と、2000年度から09年度の変化に分けてみたものが第5図である。

同図をみると、90年代、2000年代ともに准組合員数は20%以上の増加となっている

第4図 准組合員数増加率



第5図 准組合員数増加率(90-00年度, 00-09年度)



がその内訳は大きく異なっている。

90年代の准組合員数増加率は三大都市圏以外が三大都市圏を大きく上回っていたが、2000年代においては両者の関係は逆転し、三大都市圏の増加率がそれ以外の地域を約18.6ポイントも上回っている。

（注2）三大都市圏は、南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、及び近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）。

（2）2000年代の准組合員数増加の背景

このように、准組合員数の増加そのものは90年代以降、現在まで継続しているものの、その内容は90年代と2000年代ではかなり異なっている。

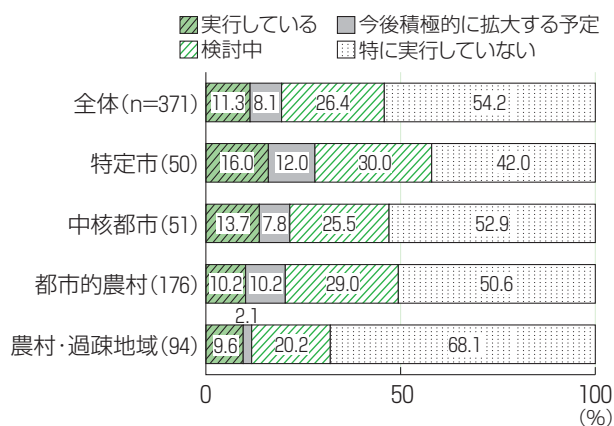
なお、2000年代もJAグループ全体としての准組合員拡大への取り組み方針は基調としては変わっておらず、例えば、第23回JA全国大会（03年10月）では、組合員加入促進等に関する方針が盛り込まれたビジョン策定が提起されている。

にもかかわらず2000年代の准組合員拡大の動きが都市部への偏りがみられたのは、員外利用規制への対応とともに、准組合員拡大につながる地域住民への積極的な事業推進が、主に信用事業中心に行われたこともひとつの要因となったとみられる。

例えば、農中総研が行った03年第二回動向調査をみると、とくに、都市部において准組合員拡大が取り組まれていたことがうかがえる（第6図）。

この調査においても、准組合員加入の主な目的として「信用・共済事業の維持・拡

第6図 准組合員数を拡大する方策について



資料 農中総研「信用事業動向調査(03年第二回)」

大」があげられている。さらに、准組合員の加入理由として第1位に「資金の借入」をあげた農協が85.7%（回答371組合中）に上る。

具体的な金融商品をもても03年5月1日には長期固定金利型住宅ローンである「JA あんしん計画」の取り扱いが全国的に開始され、住宅ローンの取組みが本格化していった。員外の利用者は、多くの農協で融資の際に准組合員に加入するため、2000年代に農協の住宅ローンが地域住民に対し大きく伸長したことが准組合員拡大の背景の一つとして考えられる。

おわりに

09年度の農協経営をふりかえると、リーマンショックによる世界的な一次産品価格下落を通じ生産資材を中心に農業関連事業量は減少し、また、引き続き共済事業の事業量も減少した。ただし、前年度の特殊要因の払しょくによる信用事業の利益増で、農協全体の総利益はほぼ横ばいとなり、職員の減少等による事業管理費の削減も前年度を上回ったため、事業利益は前年度比増加に転じた。

しかし、10年度以降の農協事業は、信用事業において貸出金が減少に転じ、共済事業の事業量減少も継続している。農業環境も米価下落・口蹄疫発生等により厳しさを増し、経費面でも事業管理費のこれ以上の削減が難しい局面にきている。

正組合員数も毎年1%を超える減少が続く、既存の組織基盤だけでは農協組織・事業が今後、縮小均衡に向かう懸念もある。農協の事業・組織基盤拡充のためには地域住民への事業推進や准組合員化の重要性がより増していくとみられる。

(おだ しほ)



発刊のお知らせ



地域金融機関のCSR戦略

(株) 農林中金総合研究所 企画
古江晋也 著

四六判並製257頁 定価2,625円(税込) (株) 新評論

わが国でCSR(企業の社会的責任)が注目され始めたのは1960~70年代の公害問題からであるが、時代ごとに注目されるテーマは変化してきた。当初CSRは、企業等の公益事業などへの寄付活動を主体とした取組みと認識されたこともあり、企業収益が低迷すると活動が取りやめになることも少なくなかった。しかし、近年は、地域の社会的課題に積極的に取り組む企業が増加している。このような動きは金融機関にも当てはまり、今日ではCSRを経営理念の柱の一つとして位置付ける金融機関も少なくない。

本書は、「地域金融機関とCSR」をテーマに、著者が地道に全国の地域金融機関を訪問して聞いた「現場の声」をまとめた、実態調査の集大成ともいえるものである。地域金融機関が果たすべき社会的責任と使命を真摯に追求しようとしている方々の一助になれば幸いである。

目 次

- 第1章 金融機関のCSR—「業績依存型CSR」から「本業を通じたCSR」へ
- 第2章 環境保全に取り組む地域金融機関
- 第3章 多重債務問題に立ち向かう地域金融機関
- 第4章 バリアフリー店舗を中心とした来客誘致戦略
- 第5章 障がい者雇用に取り組む地域金融機関
- 第6章 CSRコミュニケーションの考え方とその取り組み
- 第7章 協同組織金融機関の連携型CSR活動—全信協・信金中金、労金協会、農林中金を中心に
- 第8章 東日本大震災と地域金融機関

購入申込先……………(株) 新評論 TEL 03-3202-7391
問い合わせ……………(株) 農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7760

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(57)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(57)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(57)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(58)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(58)
6. 農業協同組合 主要勘定	(58)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(60)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(60)
9. 金融機関別預貯金残高	(61)
10. 金融機関別貸出金残高	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7746

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2006. 9	38,753,965	4,667,283	25,443,995	287,332	47,196,487	10,033,684	11,347,740	68,865,243
2007. 9	39,782,801	4,659,654	20,104,942	804,415	41,526,270	11,993,797	10,222,915	64,547,397
2008. 9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
2009. 9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308
2010. 9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
2011. 4	41,188,801	5,386,023	22,002,322	3,032,763	42,587,955	14,066,562	8,889,866	68,577,146
5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455
6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757
7	41,504,639	5,291,503	20,937,636	3,930,747	40,741,564	14,204,476	8,856,991	67,733,778
8	41,519,060	5,267,689	20,833,815	4,514,003	39,608,801	14,404,304	9,093,456	67,620,564
9	41,590,419	5,246,668	21,542,196	3,387,499	39,529,581	14,475,040	10,987,163	68,379,283

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	34,516,232	-	522,016	59	38,501	-	35,076,808
水 産 団 体	1,203,946	-	62,024	1	1,165	-	1,267,137
森 林 団 体	1,701	9	3,105	7	105	-	4,927
そ の 他 会 員	827	-	2,571	0	-	-	3,397
会 員 計	35,722,705	9	589,715	67	39,772	-	36,352,269
会 員 以 外 の 者 計	232,606	76,086	231,461	134,492	4,558,474	5,031	5,238,151
合 計	35,955,311	76,095	821,177	134,560	4,598,246	5,031	41,590,420

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 216,349百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	63,081	84,618	26,581	-	174,280
	開 拓 団 体	116	16	-	-	132
	水 産 団 体	9,503	4,482	7,530	8	21,524
	森 林 団 体	2,635	6,871	1,762	2	11,270
	そ の 他 会 員	474	622	40	-	1,136
	会 員 小 計	75,810	96,609	35,913	10	208,342
	その他系統団体等小計	89,155	21,761	45,856	-	156,773
	計	164,965	118,370	81,769	10	365,115
関 連 産 業		1,999,950	37,841	1,088,436	4,448	3,130,675
そ の 他		10,834,568	3,945	140,738	-	10,979,250
合 計		12,999,483	160,156	1,310,943	4,458	14,475,040

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2011. 4	6,475,791	34,713,010	41,188,801	1,250	5,386,023
2011. 5	6,258,049	34,962,648	41,220,697	1,250	5,356,776
2011. 6	6,302,418	35,381,565	41,683,983	1,250	5,315,679
2011. 7	5,958,556	35,546,083	41,504,639	-	5,291,503
2011. 8	5,781,276	35,737,784	41,519,060	-	5,267,689
2011. 9	5,635,009	35,955,410	41,590,419	-	5,246,668
2010. 9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2011. 4	55,746	2,977,017	42,587,955	14,535,755	459,497	-	78,550
2011. 5	100,053	2,902,318	42,738,946	15,334,132	460,393	-	72,587
2011. 6	99,715	2,817,902	41,952,784	15,161,306	385,325	-	80,692
2011. 7	93,090	3,837,656	40,741,564	14,817,481	386,324	-	78,564
2011. 8	105,840	4,408,163	39,608,801	13,792,463	387,751	-	78,522
2011. 9	146,836	3,240,662	39,529,581	14,762,729	20,031	-	160,155
2010. 9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2011. 4	53,303,966	51,716,972	940,302	824,148	1,728,821
5	53,297,824	51,844,732	917,814	824,147	1,728,821
6	54,502,180	52,639,963	894,628	820,147	1,737,532
7	54,562,826	52,878,037	951,088	820,147	1,753,970
8	54,864,368	52,967,997	955,063	820,145	1,757,065
9	54,307,435	52,860,630	891,125	859,224	1,758,214
2010. 9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2011. 3	*	26,243,333	59,574,857	*	85,818,190
4		26,776,848	59,662,594		86,439,442
5		26,546,228	59,921,055		86,467,283
6		27,054,693	60,846,109		87,900,802
7		26,681,633	61,250,813		87,932,446
8		26,882,539	61,220,458		88,102,997
2010. 8		25,624,335	60,327,033		85,951,368
				517,661	339,902

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,189,517	5,125,675	3,425,909	12,259,971	68,577,146
717,040	5,069,721	3,425,909	11,891,062	67,682,455
676,000	6,232,584	3,425,909	11,544,352	68,879,757
606,000	6,084,978	3,425,909	10,820,749	67,733,778
570,000	6,240,722	3,425,909	10,597,184	67,620,564
554,000	5,551,883	3,425,909	12,010,404	68,379,283
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
12,601,903	1,380,175	5,932	14,066,562	1,056,091	7,374,278	68,577,146
11,869,194	1,351,240	4,411	13,297,434	1,025,090	7,158,221	67,682,455
13,472,952	1,320,444	4,429	14,878,519	1,170,000	7,575,512	68,879,757
12,795,201	1,325,504	5,205	14,204,476	1,241,945	7,228,723	67,733,778
13,050,787	1,270,620	4,374	14,404,304	896,302	7,809,403	67,620,564
12,999,483	1,310,943	4,458	14,475,040	930,000	10,037,133	68,379,283
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
69,781	31,210,085	31,119,848	7,000	416,796	17,187,802	6,879,177	1,579,245
61,993	31,250,094	31,150,229	11,999	417,742	17,128,439	6,881,288	1,575,909
63,534	32,502,593	32,411,263	108,982	420,143	17,126,298	6,813,980	1,572,696
65,076	32,407,425	32,319,698	109,980	420,632	17,171,212	6,836,522	1,568,043
64,274	32,702,590	32,615,126	101,976	423,310	17,127,328	6,866,753	1,561,742
55,933	32,253,619	32,152,270	108,980	426,510	17,239,788	6,795,894	1,517,149
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
379,322	58,203,482	57,938,261	5,059,922	1,806,704	23,781,524	240,571	718
383,640	58,864,197	58,602,969	5,093,243	1,839,591	23,703,140	237,588	718
386,344	58,874,014	58,614,164	5,000,772	1,771,164	23,794,993	238,060	718
390,354	60,346,805	60,087,151	4,947,890	1,729,308	23,769,680	239,582	718
388,346	60,454,275	60,184,678	4,900,479	1,684,812	23,795,405	239,237	718
396,313	60,707,026	60,443,645	4,842,066	1,642,527	23,759,367	237,186	718
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2011. 6	2,069,126	1,396,495	5,294	56,656	13,605	1,354,657	1,333,403	151,456	577,352
7	2,059,713	1,393,859	5,293	56,358	13,730	1,344,281	1,322,043	149,984	576,312
8	2,062,319	1,396,403	5,292	56,519	14,231	1,346,235	1,323,784	147,629	578,064
9	2,061,677	1,395,879	6,439	56,548	13,436	1,352,952	1,331,398	146,440	574,568
2010. 9	2,014,080	1,388,809	3,415	56,571	13,854	1,271,031	1,248,190	156,403	595,747

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2011 . 4	876,063	542,154	145,417	114,953	118,303	7,551	834,764	824,179	3,005	214,769	7,884	157	
5	886,253	543,226	148,882	115,875	118,157	7,622	841,846	830,965	2,710	216,029	7,930	156	
6	891,843	542,923	148,531	117,008	117,662	7,635	844,124	832,510	2,710	216,295	7,952	153	
7	887,974	538,648	149,109	118,024	117,537	7,156	838,519	827,446	2,710	216,020	7,936	150	
2010 . 7	880,595	512,056	155,998	120,679	118,622	7,363	827,156	813,014	4,175	224,653	8,529	161	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2008 . 3		820 ,756	509 ,860	2 ,525 ,751	1 ,956 ,991	555 ,619	1 ,137 ,275	163 ,300
	2009 . 3		833 ,096	508 ,917	2 ,575 ,584	2 ,002 ,165	560 ,995	1 ,154 ,531	163 ,634
	2010 . 3		844 ,772	511 ,870	2 ,633 ,256	2 ,072 ,150	567 ,701	1 ,173 ,807	167 ,336
	-----		-----						
	2010 . 9		853 ,943	524 ,926	2 ,619 ,065	2 ,071 ,464	570 ,627	1 ,195 ,743	171 ,60
	10		857 ,185	528 ,124	2 ,579 ,077	2 ,068 ,207	569 ,353	1 ,197 ,645	171 ,420
	11		856 ,774	527 ,514	2 ,601 ,743	2 ,073 ,550	568 ,471	1 ,194 ,795	171 ,266
	12		866 ,376	532 ,225	2 ,576 ,384	2 ,097 ,915	575 ,817	1 ,208 ,008	173 ,226
	2011 . 1		860 ,261	527 ,861	2 ,591 ,537	2 ,081 ,173	570 ,432	1 ,199 ,848	172 ,297
	2		862 ,197	528 ,976	2 ,619 ,609	2 ,091 ,740	573 ,684	1 ,206 ,066	173 ,080
	3 *		858 ,182	526 ,362	2 ,742 ,676	2 ,124 ,424	576 ,041	1 ,197 ,465	172 ,138
	4		864 ,395	533 ,040	2 ,691 ,381	2 ,151 ,717	581 ,828	1 ,217 ,001	174 ,218
	5		864 ,673	532 ,978	2 ,709 ,582	2 ,143 ,453	578 ,399	1 ,211 ,686	173 ,780
	6		879 ,008	545 ,022	2 ,670 ,710	2 ,164 ,346	584 ,945	1 ,223 ,084	175 ,896
	7		879 ,325	545 ,628	2 ,623 ,105	2 ,148 ,943	583 ,053	1 ,221 ,471	175 ,909
8		881 ,030	548 ,644	2 ,636 ,808	2 ,145 ,956	583 ,014	1 ,223 ,770	176 ,411	
9	P	876 ,570	543 ,074	P 2 ,648 ,900	P 2 ,144 ,845	P 585 ,527	1 ,223 ,774	176 ,995	
前 年 同 月 比 増 減 率	2008 . 3		2 .4	2 .8	1 .5	1 .0	1 .7	2 .1	1 .6
	2009 . 3		1 .5	△0 .2	2 .0	2 .3	1 .0	1 .5	0 .2
	2010 . 3		1 .4	0 .6	2 .2	3 .5	1 .2	1 .7	2 .3
	-----		-----						
	2010 . 9		1 .5	2 .5	3 .3	2 .7	0 .3	1 .9	3 .1
	10		1 .4	2 .7	3 .3	2 .6	0 .1	1 .9	3 .1
	11		1 .5	2 .9	2 .2	2 .5	△0 .0	1 .8	3 .1
	12		1 .6	2 .3	1 .6	2 .7	△0 .3	1 .9	3 .1
	2011 . 1		1 .5	2 .4	2 .0	2 .6	△0 .3	1 .9	3 .0
	2		1 .4	2 .3	2 .7	2 .3	△0 .2	1 .9	3 .0
	3 *		1 .6	2 .8	4 .2	2 .5	1 .5	2 .0	2 .9
	4		1 .9	3 .3	2 .9	3 .8	2 .1	2 .4	3 .2
	5		1 .9	2 .8	2 .7	3 .2	1 .8	2 .2	3 .0
	6		2 .2	3 .1	1 .6	3 .6	2 .0	2 .2	3 .1
	7		2 .4	3 .3	1 .5	3 .6	2 .4	2 .4	3 .2
8		2 .5	3 .4	1 .7	3 .6	2 .7	2 .3	3 .2	
9	P	2 .6	3 .5	P 1 .1	P 3 .5	P 2 .6	2 .3	3 .1	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2008 . 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828	
	2009 . 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073	
	2010 . 3	226,772	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	2010 . 9	225,878	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022	
	10	225,643	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783	
	11	225,134	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621	
	12	224,276	54,679	1,733,515	1,555,948	434,924	640,623	94,250	
	2011 . 1	223,819	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	93,645	
	2	223,729	54,324	1,729,538	1,551,660	431,006	633,177	93,740	
	3	223,191	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
	4	222,360	53,000	1,726,280	1,559,207	432,880	634,204	93,830	
	5	223,272	53,054	1,726,166	1,555,088	431,070	630,822	93,572	
高	6	223,036	52,413	1,712,101	1,556,989	432,516	632,029	93,797	
	7	223,291	52,685	1,715,228	1,565,538	433,967	633,987	93,988	
	8	222,945	53,051	1,702,688	1,562,892	431,950	631,778	93,751	
	9 P	222,230	52,788	P 1,774,442	P 1,582,751	P 440,181	635,665	94,295	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2008 . 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2
		2009 . 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3
		2010 . 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
		2010 . 9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
10		△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0	
11		△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1	
12		△0.4	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	△0.2	
2011 . 1		△0.5	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	△0.5	
2		△0.6	△3.7	△4.1	1.2	△0.7	△1.2	△0.5	
3		△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
4		△1.5	△3.6	△2.9	1.8	1.1	△0.1	0.1	
5		△1.8	△4.1	△2.3	1.6	0.8	△0.5	0.1	
減 率	6	△1.8	△3.5	△3.5	1.8	1.2	△0.4	0.4	
	7	△1.8	△3.3	△2.7	1.7	1.2	△0.3	0.3	
	8	△1.8	△2.6	△3.2	1.9	1.2	△0.2	0.3	
	9 P	△1.6	△2.7	P 0.6	P 2.3	P 1.9	△0.2	0.3	

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農 林 金 融 第 64 巻 総 目 次

(2011年 1 ～12月)

I 論 調 II 情 勢 III 外国事情
IV 談 話 室 V 本 棚

〈2011年テーマ〉

- 1月号 内外経済金融・農林水産業・組合金融の見通し
- 2月号 協同組合の社会的意義
- 3月号 農業の構造変化と地域農業
- 4月号 自立を支える金融と6次産業化
- 5月号 地域金融の現状と方向性
- 6月号 農林水産業再生の方向性
- 7月号 アフリカ・中東の食料需給
- 8月号 地域視点からの震災復興
- 9月号 TPPと農産物貿易
- 10月号 金融をめぐる課題と方向性
- 11月号 再生可能エネルギーと環境
- 12月号

〈今月の窓〉

- 1月号 自由貿易の効果（取締役基礎研究部長 原 弘平）
- 2月号 現実と虚構（専務取締役 岡山信夫）
- 3月号 韓国の「国のカタチ」（常務取締役 鈴木利徳）
- 4月号 協同組合の自治と公共性（調査第一部長 斉藤由理子）
- 5月号 冷静な頭脳と温かい心（Cool Head, but Warm Heart）
（調査第二部長 矢島 格）
- 6月号 割り切られた安全（専務取締役 岡山信夫）
- 7月号 ソーシャルキャピタル（取締役基礎研究部長 原 弘平）
- 8月号 ふるさとの再生と復興（常務取締役 鈴木利徳）
- 9月号 TPPと原発（専務取締役 岡山信夫）
- 10月号 現代のマクロ経済モデルの可能性（調査第二部長 矢島 格）
- 11月号 小水力発電の可能性（常務取締役 鈴木利徳）
- 12月号 また構造改革なのか（常任顧問 田中久義）

I 論 調

2011年の内外経済金融の展望

——年後半にかけて景気は再び持ち直しへ——

…………… 南 武志・山口勝義・田口さつき・王 雷軒… 1 (2)

農林水産業の現状と見通し …………… 清水徹朗・鴻巣 正・秋山孝臣… 1 (16)

農協信用事業の回顧と展望 …………… 小野澤康晴・小田志保・若林剛志… 1 (38)

金融論の新展開と組合金融論 …………… 田中久義… 2 (2)

金融危機と協同組合銀行

——欧州の実情と論調を中心に—— …………… 重頭ユカリ… 2 (14)

集落営農法人が担う地域農業の変革

——二つの合理性と農協の課題—— …………… 福田竜一… 2 (33)

病院給食における食材調達と地産地消 …………… 尾高恵美… 2 (53)

農地の流動化・集積が進む日本農業 …………… 内田多喜生… 3 (2)

コメをめぐる状況の変化と地域としての取組み

——乾燥調製・保管機能に着目して—— …………… 小針美和… 3 (14)

農作業受委託の進展における農協の役割・取組み

…………… (財)農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 3 (29)

フランスの起業向けマイクロクレジット

——マイクロクレジット機関Adieを中心に—— …………… 重頭ユカリ… 4 (2)

6次産業化の論理と基本課題

——農山漁村から市場経済を組み替える取組み——…………… 室屋有宏… 4 (20)

地域銀行における格付付与の状況について

——格付は、地域銀行にとって市場規律として機能しているか？—— …… 矢島 格… 5 (2)

地域銀行におけるクレジットカード業務の変遷

——一体型クレジットカード発行をめぐる動向について——…………… 岡山正雄… 5 (17)

顧客構造の分析と情報活用 …………… 渡部喜智… 5 (30)

転換点に立つ日本農業と自立・再生の方向

——大震災・TPP・食料需給逼迫の波を乗り越えて——…………… 蔦谷栄一… 6 (2)

国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能 …………… 秋山孝臣… 6 (18)

持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり

——漁業・漁村の危機と再生への視点—— …………… 鴻巣 正… 6 (28)

変貌するアフリカ・中東の食料需給

——高まる食料の輸入依存度—— 清水徹朗… 7 (2)

モザンビークのキャッサバ転換

——東アフリカにおける商品化の動き—— 平澤明彦… 7 (17)

アフリカ穀物自給への道とアジアからの示唆

——低価格輸入穀物と食糧援助が崩したアフリカ諸国の増産意欲——
..... 阮蔚(Ruan Wei)… 7 (39)

大規模災害の復興対応と地域（財政）運営

——東日本大震災復興への公的支援のあり方—— 渡部喜智… 8 (2)

東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題 出村雅晴… 8 (27)

東日本大震災による農業被害と復興の課題 一瀬裕一郎… 8 (42)

TPPと農産物貿易政策 石田信隆… 9 (2)

国際経済体制の再構築と日本の対応

——TPPを超えて—— 清水徹朗… 9 (13)

量的緩和解除後の金融政策運営と課題 南 武志… 10 (2)

社会的責任投資（SRI）の現状と課題 安藤範親… 10 (22)

再生可能エネルギー活用の現状と課題

——地域分散型・地域自立的なエネルギー供給体制に向けて—— 渡部喜智… 11 (2)

震災後の電力問題の分析視角

——日本型モデルの再検討へ—— 明治大学農学部 教授 大江徹男… 11 (28)

中国の水資源問題について

——問題点の整理と改善の方向性—— 王 雷軒… 11 (39)

農村女性起業の経営発展と課題

——青森県と富山県の2つの法人化事例を中心として—— 室屋有宏… 12 (2)

地域主導による震災からの漁業・漁村の復興

——被災地復興に向けた新たな展開—— 鴻巣 正… 12 (19)

協同組合の新たな位置付け

——「社会的経済」としての協同組合のあり方—— 原 弘平… 12 (36)

Ⅱ 情 勢

地方財政の変化と問題

- 財政健全化法施行とリーマン・ショック後の地方財政運営—— …… 渡部喜智… 3 (43)
- 米戸別所得補償モデル事業の動向 …… 藤野信之… 4 (34)
- 米国債市場の動向 …… 田口さつき… 5 (46)

森林組合の事業・経営動向

- 第23回森林組合アンケート調査結果から——
- …………… (財)農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明… 6 (46)

漁協の組織・事業基盤の現状

- 第29回漁協系統事業アンケート調査結果から——
- …………… (財)農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 6 (55)

JA厚生連病院と農協が連携した地域活動

- 病院栄養部門と農協組合員組織との連携を中心に—— …… 尾高恵美… 7 (58)

北海道奥尻町における水産業の復興

- 北海道南西沖地震からの教訓——
- …………… (財)農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 8 (58)

- 新潟県中越地震における復旧・復興への取組経過について …… 内田多喜生… 8 (66)

震災後の日本産食品輸入制限の影響とブランドイメージの変化について

- …………… 農林中央金庫 北京駐在員事務所 佐々木慎吾… 9 (32)

- 2009年度の農協経営の動向 …… 小田志保… 12 (49)

Ⅲ 外国事情

米国の金融規制改革法と金融機関経営

- 大規模金融機関の経営の視点から—— …… 鈴木 博… 1 (54)

- 韓国農協中央会の金融・経済分離について …… 藤野信之… 7 (64)

国際食料価格の高騰はコメに波及するか

- タイ新政権のコメ政策がもたらす懸念—— …… 室屋有宏… 9 (38)

- 金融危機とFCSのGSE性 …… 田中久義… 10 (34)

IV 談話室

地域活性化とJA	(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長	佐藤純二	1	(36)
福井でがんばる小さな鉄道	福井県立大学経済学部 教授	北川太一	2	(30)
人口減少時代を迎えて	(株)農林中金総合研究所 顧問	小林芳雄	3	(26)
地域内国際分業と地域間国際分業	立命館大学経済学部 教授	松野周治	4	(18)
奥の熊野路	慶應義塾大学 名誉教授	速水 融	5	(28)
消滅の危機からの復活	(株)農林中金総合研究所 顧問	野村一正	6	(44)
東日本大震災からの復興と「循環型流域経済圏」の構想				
	東北大学大学院 農学研究科 教授	両角和夫	7	(54)
東日本大震災被災者の方々に向けた現地主義からの応援メッセージ				
——平成12年9月12日に発生した豪雨災害を乗り越えた長野県根羽村の教訓から——				
	根羽村森林組合 代表理事組合長, 前村長	小木曾亮弐	8	(56)
四万十川の沈下橋		四万十市長 田中 全	9	(30)
心の底力	名古屋大学大学院生命農学研究科 教授	生源寺眞一	10	(20)
協同によるエネルギー自給の村づくり				
	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	石田正昭	11	(26)
国際協同組合年に向けて				
——協同組合企業はよりよい世界をつくる——				
	欧州協同組合銀行協会 事務局長	エルベ・ギデ	12	(34)

V 本 棚

農林中金総合研究所 企画	斉藤由理子・重頭ユカリ 著			
『欧州の協同組合銀行』	滋賀県立大学環境科学部 教授	増田佳昭	2	(29)
薦谷栄一 著				
『協同組合の時代と農協の役割』	東京農業大学 名誉教授	白石正彦	2	(32)
堀口健治・加藤基樹 著				
『書を持って農村へ行こう —早稲田発・農山村体験実習のすすめ』		小松孝宏	6	(43)
大沢真理 編著				
『社会的経済が拓く未来 —危機の時代に「包摂する社会」を求めて—』				
	農林中央金庫 JAバンク統括部主監	明田 作	7	(56)
堀越芳昭 著				
『協同組合の社会経済制度 —世界の憲法と独禁法にみる—』				
	農林中央金庫 JAバンク統括部主監	明田 作	9	(37)

東日本大震災復興コーナーの新設について（ご案内）

当総研では、ホームページ（<http://www.nochuri.co.jp/>）上に「東日本大震災復興コーナー」を新設いたしました。

このたびの東日本大震災は、広域かつ大規模であり、復興の形も地域ごとに異なり、長期間を要するものと予想されております。我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし、かつ「第一次産業」「地域（現場）」「協同」を重視する視点からのものにしたいと考えています。

このコーナーに、東日本大震災に関連するレポートや、参考情報等を順次掲載して参りますので、ご活用いただければ幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。



本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年12月号第64巻第12号〈通巻790号〉12月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定 価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社